

---

---

平成29年第2回大和町議会定例会会議録

---

---

平成29年3月6日（月曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君		
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（1名）

13番	堀籠英雄君		
-----	-------	--	--

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産 業 振 興 課 長	後 藤 良 春 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	千 坂 俊 範 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
主 任	本 木 祐 二		

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆さんおそろいですので、ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番馬場良勝君及び5番槻田雅之君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

皆さん、おはようございます。

それでは、本日のトップバッターで張り切って質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

通告に従いまして1件目から町長にお伺いいたします。

大和町の目標人口を定めては。

岡山県奈義町では、「今後も現在の人口を維持する」との目標を施政の一丁目1番地として掲げ、具体的な施策を主導的に連携推進して、合計特殊出生率2.81という驚異的な数字を達成しました。

本町も、このような先進自治体に学び、目標人口を主導的に定めて、総合計画ある

いはまち・ひと・しごと創生総合戦略を進めてはいかがでしょうか。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまの渡辺議員のご質問でございますが、岡山県の奈義町は、平成24年に子育てするなら奈義町でというキャッチフレーズを掲げまして、奈義町子育て応援宣言のもとに、子供を育てやすい街をつくるため、そして町の子供をふやすために、妊娠・出産期の支援、乳幼児期の支援、就学期の支援など、さまざまな取り組みを行っているようでございます。

また、奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、6,000人程度の人口を維持し、町の活力と産業の力を保つを目標に掲げ、5つのポイントの1つとして、合計特殊出生率を平成37年に2.6に引き上げると設定していましたが、平成26年には日本トップクラスの2.81を達成しております。合計特殊出生率が高い市町村は、沖縄県や鹿児島県の島嶼部に集中しており、これらの地域以外の市区町村の出生率としましては、近年例を見ない極めて高い数字であると思っております。

さて、当町の創生総合戦略でも、町の基本目標の1つに大和町における結婚、出産、子育てを支援すると定めまして、それぞれ年次計画に基づき各種の応援事業を実施しております。今年度は、あんしん子育て医療費助成事業の拡大、第3子以降育児応援祝い金事業、高等学校等通学応援事業の取り組みを開始し、平成29年度からは出産祝い品贈呈事業の実施を予定しております。

これらの事業の目標指標としまして、平成26年の出生数284人を平成31年には300人としていますが、平成27年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報では、出生数は323人で、前年より39人の増加となっております。人口1,000人当たりの出生率は11.41で、宮城県第1位となっております。

また、第四次総合計画では、平成35年の人口フレームを3万人と定めておりまして、本年1月末日の住民基本台帳人口は2万8,719人でありますので、人口フレーム達成まで1,281人と目標達成が視野に入ってきている状況でございます。

ご質問の目標人口は、今後もこの人口フレームを継続的に掲げ、創生総合戦略に定めた各種子育て支援事業を初め、島田飴縁結びプロジェクト事業や子育て世帯等移

住・定住応援事業、三世同居応援事業などの戦略的な施策展開を図りながら、目標人口の達成を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

今、ご答弁をいただきました奈義町は、2.81という非常に高い数値を達成したわけでありまして、我が町においては出生率は幾つなのか、これをまずお尋ねいたします。

それから、もう一つは、まち・ひと・しごと創生総合戦略、たくさんの方々がかかわられて立派な計画を作成していただいたわけですが、これにおける人口の今後の見通しといいますか、これがどのようになっているのか、平成37年ごろには人口がどのようになっていくのか、この辺のところをお尋ねしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町の出生率ということでございますけれども、これは1.55でございます、宮城県では1位となっております。また、人口でございますけれども、総合計画等の中で3万人という目標を立てております。これは、一応、平成35年という形でございますけれども、その後、若干減るという予測もされているところでございまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中での目標出生率というのは、計画に出しております数字につきましては、詳しく課長からしますけれども、目標数字は設定して、3万を一応1つの目標、これが35年という目標を掲げているところでございます。そこからは若干減ってくるという予測はしておりますけれども、それにつきましては減らないような努力はもちろんしていかなければいけないと思っております。

数値的には課長から報告します。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

目標としております出生率でございますが、平成35年に3万人を目標としておりまして、その後の出生率の推移につきましては、国それから県が目標としております2030年に1.80、そして2040年には2.07を目標にしてございます。その結果、平成72年、2060年には2万6,600人を目標としているところでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

2060年には2万6,600人、一度、今現在、2万8,600人ぐらいでしょうか。これが平成35年でしたか、3万人になって、それ以降、暫時低下していったら2万6,600人という数字が計画で示されていますが、私は、これを受動的だと思うんです。もちろん、今、課長から答弁いただいたように出生率が1.87あるいは2.07のように細かく見積もられて、こういう数値を出されている。これは当然理解はできるんでありますけれども、ただ、奈義町の場合は、なぜ人口を主導的に定めたのか。この辺のところを私たちはもう少し学ぶ必要があるのではないかと。

今の町長のお考えですと、極端な話ですけれども、なってしまうんだと、要するに、自然になっていくというか、もちろん施策はまち・ひと・しごと創生総合戦略に従って推進はされていくわけですけれども、だけれども、奈義と違うのは、奈義は6,000人と定めているんです。うちは定めていないんです、それが。そこに大きな違いがあるのではないかと。

もう一つには、奈義のところを見ますと、覚悟あるいは決意を示すと。そして、その決意に従って、町長部局あるいは町民の方々に決意を持って、町長部局は仕事をする、それから町民の方々、特に子供を産む若いご夫婦の方々には頑張ってもらって子供をうくってもらって、こういったような効果が出ていると思うんですが、町長、これについてはいかががお考えでしょうか。



議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

奈義町の覚悟、決意というものについては、こういった施策をやるということで6,000人を目標に維持しましょうという覚悟と申しますか決意ということだと思っております。

大和町もそういうことで、3万人という目標を1つ掲げております。これにつきましては、現在、人口が全国的に少なくなってくる中で、まずふやそうという大きな目標を持っているということですから、奈義町とは違った意味での1つの大きな目標を持っていると思っております。これにつきましては、企業の進出とかいったことがあってではもちろんあるわけですが、人口を維持するというの前に、大和町としてはそれをふやそうという意識を持っているということをご理解いただいていると思っております。

そういった中で、今後、そうは言いながら、3万人の後は今度は下がっていくのではないかというお話だと思います。もちろん、これは3万人を維持していくということは町として、どこの町村でもそういった思いはお持ちだと思っておりますけれども、全体の人口の減少の傾向と申しますか、そういった流れの中での日本全体の2060年に1億人を目標という形で考えております。

町としまして、当然、減っていいということではなくて、それは3万人の目標は1つ持っている中で、それを維持する、あるいはもっとふやすということの努力は常にしていくんだと思っておりますし、やっぴいかなければいけないと思っております。

ですから、3万人になったから努力しないでということではもちろんないと思っておりますけれども、そのまま自然に減っていくのを、それは自然の流れだからやむを得ないのではないかという見方で見ることでは決してなくて、維持するという努力はしていくということは、もちろん、この計画の中には思いが入っているわけでございまして、そういうことの思いが今の施策といったものにプラスになっていると思っております。奈義町の覚悟といった考え方につきましてはすばらしいことだと思っておりますが、大和町もそれに負けずのそういった気持ちはあるということはお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番（渡辺良雄君）

まだ、覚悟という意味で、今、町長のご答弁を聞いていて、私は弱いと思うんです。自然に3万人になって、あとは2万6,600人までは落ちていくんだと。それを傍観しているとしか聞こえないんです、どうしても。

奈義町を見てみますと、6,000人と定めて、それまでの合計特殊出生率も1.66だったわけですが、若い人が入ってくるような住宅政策をやる。それから、住宅団地、我が町、町長が進められたのと似てはいるんですけれども、規模が違っているといいですか、6,000人の町にしてはやる規模が大きいと。そういった効果があらわれて、人が入り、ふえ、そして2.81を達成したのではないかなと私は思います。

それから、もう一つは、話題が変わりますけれども、隣まちの富谷市は、振り返ってみますと、昭和38年は人口が5,000人でまだ富谷村。その当時の我が大和町は、もう昭和35年には2万人、町の合併数によって全然違うから大きさも違うわけですが、それが昭和50年には、大和町は1万8,500人、それから富谷が8,000人、そして並んだのが昭和60年、大和町が1万8,700人、富谷町が1万8,000人。もちろん富谷村から富谷町に変わったのが昭和38年です。施政50周年の若生英俊、前の町長が町政執行50周年の挨拶の中に書かれているのは、昭和38年に富谷村の住民の悲願を達成して富谷町になったと。その陰にはとにかく人をふやそうという思いがあってという努力があったと聞いています。それから、あれよあれよという間に富谷町は人口がどんどんどんどん増加していった、そしてついには5万人を超えて富谷市が誕生となっております。途中から、やっぱり富谷町は市制移行という言葉が、人口がふえてきて、そして市にするんだ、それから人口は5万人にするんだという思いがあって、さらにいろいろなまちづくり政策課だけではなくてほかの町長部局の総意を挙げて人口5万人達成といったものを目指したのではないかと私は思っているんです。

そういうことで考えてみると、隣まちがどんどんどんどん発展していく中で、我が町は緩やかな人口増加になっているんですけれども、特に我が町が人口急増したのは県の富県宮城戦略が出て、そして企業が入って、それから急増しているという状況にあると思うんです。富谷町は、同じように団地造成をしながら、成田とかいろいろなところをしながら、急増していった。これはやはり示していると思うんです。5万人というのを示している。それから、奈義は、6,000人というのを示している。そ

の示した力というのは、それが大きいんじゃないかと思うんですが、町長は示しているとおっしゃっておられるんですけども、私は示しているとは思えないんです。ただ、中で3万人になって2万6,600人に落ちるとしかとれないんです。

もっと私は、例えば、今現在、2万8,600人ですから2万8,000人になる、2万8,000人を将来にわたって維持するという政策があれば、前回、子育て支援住宅が示されましたけれども、この計画の中で示されたのは人口フレームの話ではなかったです。学校の複式学級を防止するための戦略が描かれて、どの地区にどのような子育て支援住宅をつくるかという政策が発表されたと思っております。

そうではなくて、やはり町長が示される場合に、人口2万8,000人にするからということで各課にこれを達成するような計画を立てろとなれば、これはまた違った戦略が生まれてきて、まちづくり政策課長は複式学級ではなくて将来にわたって人口2万8,000人にするためといったことをフレームにした計画を立てる。そういったことになってくるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

私の表現がまずいということなんでしょうか。自然にふえて自然に減っていくとは思っておりません。人口をふやすということは大変なことでございますし、そのために大和町では昭和40年代から北部工業団地というものを調整して、そして職住近接のまちづくりという大きな目標をつくって、これまで進めてまいりました。経済の発展とかといった状況の中で、時期が随分ずれ込んでしまったということはあると思っています。

本来、昭和40年代に始まったものにつきましては、人口1万8,000人から2万町民という言い方もしておりまして、それで昭和60年代に完成するといえますか、そういったスタートの時点での構想があったようでございますが、そういったことでいろいろな時代が変わったり、日本の経済にいろいろな動きがあったりしたということで、こういう状況になってずれ込んできていますけれども、それにしましても、そういった目標を持って人口の増加、職住近接のまちづくりということで大和町は進めてきているところでございます。

したがって、人口が今3万人というものにつきましても、そういった先輩方、皆さ

んが持ってきた計画を一つ一つ積み上げて、そして、今そういった次の3万人という目標に向かっているという状況ですし、これが黙っていくとは全然思っておりません。当然、企業さんの問題とか、あるいは従業員の方々に住んでいただくとか、いろいろな施策をプラスしてやっていくということでございますので、黙って上がっていく、黙って減っていくなどということは思っておりませんので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、まちづくりですから、いろいろな都市、隣のまちのそれぞれの特徴があるまちづくりというのがあると思っております。大和町は、先ほど言いましたとおり、工業団地または住宅団地をつくって、総合的に職住近接のまちづくりをやってまいりましたし、お隣のまちの場合は、例えば、ベッドタウン的な要素もあってとか、いろいろなものがあってなっていると思いますので、ですから、それぞれのまちのまちづくりということはあってしかるべきだと思っております。隣がこうだからうちもこうでなければというものではなくて、やっぱり町の特性といいますか地域性といいますか、あるいは地理的位置といったことも考えた中でやっていく必要があるんだろうなと思っております。

それから、先ほどお話がありました子育て支援住宅について、複式ということでまづいのではないかというか、もっと大きな目でというお話だと思います。もちろん、そういったことは当然考えなければいけないと思っておりますし、町全体としまして3万人、またそういうことによって子供もふえていくということもそういった施策の中に入れていっているところでございます。

子育て支援住宅につきましては、大和町の町を見たときに、大和町の全体的な均衡を見るという中で、人口減を抑えるため、あるいは人口を次に上げていくための第一段階目の1つの目標としまして、複式ということの説明で支援住宅は今説明させてもっております。これは複式で進めていくそうですが、次の段、またそれが実行されて、どういった効果が出れば、また次ということは当然考えていくべきだと思っております。

全体を見たときに、おかげさまで、大和町の人口はふえてきております。それで、子供さんもふえてきている地区もあるということです。ですから、全体の増加を目指すのはもちろんですし、それと一緒にそれぞれの課題といったものについても取り組んで、均衡ある発展をという考えの中で進めているところでございますので、支援住宅が複式だけにこだわって、それだけの目標でということではなくて、第一段という考え方の目標の設定でございますので、そこはそういうことで全体を見るということ

もちろん忘れないでやっていかなければいけないということはおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

人口をふやすということは本当に大変なことでもあり、それから大和町財政力指数も宮城県では第7位というところで、いろいろなところで出生率も県内一、人口増加率はもちろん1位ということで、非常に元気のある町大和ということですが、これに甘んずることなく前進する必要があると私は思います。

極端な話ですが、これは空想の話ですが、町長、例えば、3年後の選挙で人口5万人、大和町から大和市へという公約を掲げて当選されたとする。そうすると、まちづくり推進課長はもう卒倒してしまって依頼退職の願いを出さなきゃいけないような事態になるかもしれません。しかし、そういう壮大な目標をぼんと示された場合に、町長部局としては大変なことになろうと思うんですけれども、本当に具体的な目標ができて、最後まで政策から大きく脱皮して違うことをやらなきゃいけないと、やっぱり刺激になると思うんです。

まさしく、奈義町あるいは富谷市といったところは、そういう具体的な目標があったから発展したんじゃないかという見方が、どうしても私は捨て切れないんです。それについて、町長、もう一度、しつこいんですけれども、そういう壮大な目標を置くこと、置いているとおっしゃっているんですけれども、私は、自然な流れにしかどうしても感じないので、もう1回だけご答弁お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現状に甘んずることなくとは、そのとおりだと思っています。まちづくりはこれでいいという終わりはないと思っておりますので、常によりよい町、大きな目標といたしますか、そういった安全で住みやすいまちづくりといったことについては、これで終

わりということではなく、次々やっていくということはおっしゃるとおりだと思っております。

あと、目標というお話ですが、先ほども申しましたけれども、大和町は2万町民、3万町民という目標があるんです。それで、総合計画の中でも3万町民という目標を持ってやってきているという積み上げをしてきております。これを5万、10万と言うことは簡単といったら失礼ですけれども、やっぱりそれはこういうことがあって、こういう積み重ねがあって、こうなっていくということです。大きな夢、目標といったものを持って、それに向かってということももちろん大切だと思っておりますけれども、それと人口の問題につきましては、これは町の大きな目標ですので、3万人というのは、まず。だから、ただ単にふえていくということじゃなくて、その目標に向かって今までも工業団地をつくったり住宅団地をつくったり企業誘致をしたり皆さんに来てもらったりして、そういったものを積み上げてきているわけです。

ですから、これは職員の力ももちろんありますし、議員の皆様方、あとは住民の皆様方の大変なご協力があって、それが積み上がってきているということですから、ここは自然と何となくふえてきているというのではなくて、そういったみんなが一生懸命努力した結果、今、積み上がってきていると思っています。

それで、さっきも言いました、今でいいということではなくて次に向かっていくということは当然そうですので、さっきおっしゃったように甘んずることがないというのは当然そうだと思いますし、大きなまちづくりの発展のために、これからもしっかりと努力していくということは当然そう思っている中で進めておりますので、今後も皆さんにわかりやすいように詰めていきたいと思っています。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

人口3万人、それから2万6,600人、こういった計画の中で、これまで総合計画を進めてこられたと。もう少し、3万人なら3万人、こういったものを発信していただきたいという気はいたします。それから、次の2060年には2万6,600人になってしまうということがひと・まち・しごとの中で書かれているんですけれども、こういったあたりも、それをとめるんだという政策といったものも発信していただきたいと感じて、1件目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2点目の質問をいたします。

北四番丁大衡線から宮床中学校への侵入道路を建設しては。

県は、北四番丁大衡線宮床工区を工事中であります。この道路が完成すれば、宮床中学校周辺の交通事情は一変するものと思われまます。また、本町も宮床中学校グラウンドを拡張予定であります。さらには、宮床中学校の現在の侵入道路は、勾配が大きく線形も大きく蛇行しており、降雪時には給食車や職員車両も通行困難になることが多いと聞いております。

このようなことから、グラウンド拡張工事にあわせて新しい道路を建設してはいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、県道大衡仙台線につきましては、大衡村の国道4号から本町西部を通りまして仙台市青葉区北四番丁の国道48号線を結ぶ主要幹線道路でございます。総延長につきましては23.81キロメートル、うち仙台市管理部分が10.38キロメートル、県管理部分が13.43キロメートルとなっております。

平成25年度に小野から宮床中学校付近、県道西成田宮床線との交差点までの小野工区が暫定2車線、片側歩道の整備が行われまして、平成26年度より小野工区から宮床山田の国道457号まで通ずる宮床工区が平成30年度までの完成を目指し、事業を実施しているところでございます。

現在、町並びに教育委員会といたしまして、学校教育施設整備等の整備を図ってまいりたいと考え、平成27年から28年度におきまして、校庭拡張事業の調査、測量、設計業務を発注しまして、地権者皆様のご協力のもと、拡張事業に必要な用地及び立木等の購入と補償をさせていただき、県道大衡仙台線宮床工区から発生する土を校庭拡張事業の盛り土材として使用することが決まっております。

校庭拡張事業を行うに当たりまして、盛り土材や資機材等の搬入経路確保のため、校庭拡張事業に先立ちまして平成28年12月に工事用道路の開札が行われ、工事着手に向け準備に取り組んでおります。

これまでこの工事用道路を恒久的に使用できるよう設計時から検討を行い、また道

路管理者である宮城県と協議を重ね、拡張する校庭と県道大衡線を接続させ、付近5.5メートルの管理用道路として、緊急時や学校行事等臨時的に利用できるよう整備を行うことにしておりますが、授業や部活動、そして日常生活における安全管理を確かなに行うために、常時開放はできかねると考えております。

なお、県道大衡仙台線から学校への新たな道路の建設の計画は、現在はないところでございます。

議 長 (馬場久雄君)  
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)  
幅員5.5メートルの管理用道路の始点はどこになるのか。始点というか接続口は、この管理用道路というのは、このたび、県が工事している大衡線から接続される道路ではないのでしょうか。管理道路です。これをお尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
仙台大衡線とつながって校庭の北側に延びていくということで、仙台大衡線とはつながった形になります。

議 長 (馬場久雄君)  
渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)  
今、町長からご答弁いただいた幅員5.5メートルの管理用道路を県と協議を重ねてということでした。そして、常時開放はできかねると。なぜ、この幅が5.5メートルなのかということも1つ知りたいです。もう少し広くつukれないのかどうかということと、それから常時開放がなぜできないのか、この点をお尋ねしたいと思います。



議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

道路の幅員につきましては、広ければ広いほどということはもちろんあると思いますが、基本的に工事の土を運ぶといったことの関係上の5.5メートルだと思います。

それから、常時開放できないということにつきましては、工事が終われば道路は使えるわけでございますけれども、先ほども言いましたとおり、校庭の北側に接続になります。したがって、校舎に行くに当たっては、今度は校庭を横断するといったルートが必要になってまいります。それで、緊急時とか、あとは学校行事といったときに、その道路を使ってそちらに駐車するということは考えているところでございますが、常時となりますと、子供たちが部活をしているとかといった校庭を利用しておりますので、そういった意味での安全管理ということも考えた上で、そういった常時利用できることではなくて、何か行事とかいったときに安全を確認した上での解放といったことを考えたところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

今、子供たちのグラウンド使用時の安全上から常時開放はできないと受けとめたんですけれども、それであれば、グラウンドの北側を少し造成すれば、土地の買収とかいろいろ出てくるかもしれませんが、それは十分に迂回は私は可能なんじゃないかなと思うんです。

それと、もう一つは、今の学校侵入路については、学校側からどのような安全上の問題ですとか、それから給食運搬車とかといった問題がどの程度上がってきているのか、時々、学校に行事なんかでお伺いしてお話を聞きますと、いや、凍結するとあそこは滑って危ないんだとか、それから北側で日が差さないので凍結しているとか、それから雪が降ったときに給食車が上がらなくて困ったとか、そういうお話を聞いているんですけれども、現在の大きいうねった道路で、これからもずっとそれでいいのかどうか。この辺、根拠とかいったものは何もないわけですが、現在の学校側から来ている所見をもとに、これからも使っていっても問題ないのかどうか、この辺を

町長にお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学校からの最近の所見というのは、あと教育長さんに……。以前にも冬場に凍結するとか側溝に滑って入るといったことがあったりというお話があって、そういったことについてはふたといったことをやったりしている経緯があります。そういったことで、そういった課題といったものは認識しておりますが、最近のことにつきましては、教育長さんから。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えします。

私が教育委員会にお世話になりまして4年が過ぎましたけれども、この間、学校からただいまご質問のあったような給食関係とか子供の通学関係で支障を来したという連絡は入ってございません。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

教育委員会までそういった話がないというのは初めて聞きました。たまたま学校へ行きますと、そういうことを聞くものですから、いや、給食車が上がらなくて困ったんだとかいう話も聞いていたものですから、それと除雪をしている間、登校の子たちが少し危ないという話も耳にはしております。見た感じも、あれだけうねった道路で急に上がっていくわけですので、今現在、県が工事し、それから町としても

グラウンド拡張をすると、これは粘土細工ではないですけれども、ある程度どうにでもなるような千載一遇のチャンスだと受けとめられるんです。

であれば、幅員5.5メートルあるいは常時開放はできないというのをなぜか決め過ぎている気はするんですけれども、ここの幅員をもう少し開いて、常時開放できる手だてはあるのか、ないのか。それはただやらないのか、手だてがないのか、これをもう一度だけ、町長、ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

幅員の問題ですが、先ほど申しましたとおり測量設計とかといったものが今進んでいるところがございます。その状況でありますし、また幅員も含めて、県あるいは利用方法といったものにつきましては、管理者である県とかといったところと協議を進めてきている中でございますので、現在は、今の考えの中で進めていく考えでございます。

議 長 （馬場久雄君）

渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

町長のご答弁を総合すると、難しいということかなと思います。ただ、これから先何十年にわたっていくわけですので、今のままですと、曲がりくねった上り坂の学校侵入路をこれからずっと使い続けなきゃいけないと。今回の時期を外してしまうと、もう向こうの道というのは多分話が出ないことになると思うんです。現状固定になってしまう。現状を変えられるのは、私は今しかないと思うんですが、そういう意味において、県との協議ですとか、我が町だけではとてもできないことでもありましょうし、ただ、現状を将来にわたって変えるならば今がチャンスであって、県ともう一度話をしてみるということも、私は最後のチャンスじゃないかと思うんです。

ですので、私は、これで質問を終わりますけれども、そういった点、今、教育長からも特に問題ないんだというお答えもいただいてしまったので、私の攻撃証力が失われてしまったわけですが、ただ千載一遇のチャンスは今だということを鑑み、

もう一度頑張っていたきたいなということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上で終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

次に、1番千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

それでは、通告に従い、1件目の質問をさせていただきます。

防災力の向上について。

大震災や台風により引き起こされる災害に対するには、地域の防災力を向上させることが不可欠である。以下2点について伺う。

1、自主防災組織の立ち上げや宮城県防災指導員の養成を行っているが、活動内容は。

2、「自助」の観点から個人向けの情報発信は。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの質問でございますが、初めに、自主防災組織と防災指導員の活動内容についてでございますが、自主防災組織につきましては、地域の住民が自主的に結成し、災害によります被害を予防、軽減するための活動を行う組織でございます。災害対策基本法におきましては、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として市町村はその充実に努めなければならないと規定されております。

町では、平成17年から自主防災組織の設立について各地区にお願ひし、これまで62地区のうち60地区が設立しております。一方、宮城県防災指導員は、各地域の自主防災組織と企業による地域防災活動を促進するため、その防災活動において中心的な役割と担う人材の育成を目的としまして、平成21年度に施行されました震災対策推進条例により、宮城県防災指導員制度が設けられ、養成講習を受講された方々及び養成講習と同等以上の知識や技能を有すると認められた方について認定がなされ、各地区の

役員や消防団員など約200名が認定を受けております。

防災指導員は、自主防災組織の活性化のためにも防災に関する基礎知識と防災活動の実践力を身につけたリーダーシップである人材として大いに期待されるものであります。

自主防災組織が取り組む活動には、大きく分けると平常時の活動と災害時の活動がありますが、平常時の活動といたしましては、防災訓練、地域内の安全点検、防災知識の普及・啓発、ひとり暮らしの高齢者などの避難行動要支援者の情報把握等に取り組んでいただき、災害時の活動としましては、安否や被害等の情報収集伝達、出火防止及び初期消火、避難誘導活動や避難行動要支援者の避難支援などの救出・救護、避難所設営時の給食、救援物資の配付協力などに取り組み、各地区の特性などを考慮したきめ細かい防災活動を行っていただくこととなります。

次に、自助の観点から個人向けの情報発信についてでございますが、災害時の情報発信の手段としましては、防災無線、無料ダイヤルサービス、エリアメール、登録メールやツイッターサービス及び広報車による巡回広報を行っておりますが、災害対策の基本をあらわす言葉といたしまして、自助、共助、公助があり、大規模災害に対しましては、行政の力だけでは住民の生命や財産を守ることが困難な場合があるため、官民が一体となった災害対策が必要となります。

自分の身は自分で守る自助の行動をとるためには、1人でも多くの住民に防災への関心を持ってもらうことが必要であるため、広報誌やホームページ及び防災マニュアルなどにより防災知識に関する情報発信に努めるほか、地域のコミュニケーションを通じて自主防災訓練への活動に参加していただくような環境づくりに努めてまいりたいと考えます。

以上です。

議長 (馬場久雄君)  
千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

ただいま答弁いただきました。再質問させていただきます。

まず、自主防災組織は平成17年から設立が始まって、現在、60地区ということで、あとは県防災指導員なんですけど、21年度から育成が始まって、現在、200人。そうしますと、大体1地区に3人ぐらいはおられるような計算になるのですが、実際、登録

されている方は満遍なくいっているのか、それとも固まっておられるのかというところを1回目最初にご質問します。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
200人の認定者がどうなっているかということで、私は具体にあれですが、基本的には、自主防災組織があつて、そこの方々にお声がけして参加してもらうとかといったことの呼びかけをしておりますし、さらには消防団の方々にもお声がけをしておりますので、ここにどっというということではなく、それぞれの地域に何名かぐらいつけるのではないかと考えております。その辺はもう1回、対策室長から話します。

議 長 （馬場久雄君）  
危機対策室長文屋隆義君。

総務課危機対策室長 （文屋隆義君）

ただいまの質問にお答えいたしますけれども、今、手元に具体的な地区ごとの地区別の自主防災指導員の人数の資料がこちらにございませんので、後ほどお見せしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

私も防災指導員の養成は受けておりますが、当地区では、区長さんからこういうのがあるので受けてくれという話で私も受けましたが、大体、やっぱり私含めて消防団員が養成育成講習を受けています。

ただ、これは設立が21年度からで、17年度から自主防災組織というのが立ち上がっていますが、組織図等々、その中には組み込みというのがなくて、かかわりというのがどう入っていったらいいのかというのが、多分、こちらでは養成機関のお話で設立運営に携わるとうたっていますのでいいんですが、要請して、例えば、依頼する区長

さんがその内容等を知っているのかというところで、運営という場合には大きく変わ  
ると思うのですが、その辺は周知されているものがあるのかどうか、お伺いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

養成につきましては、今、お話のとおり各区でやっているものですから、区長さん  
を通じてこういった養成講座があるのでというお願いをしている形になるのかと思  
います。その中で、区から自主防災組織のそういう役割の方あるいは消防団員の方々、  
そういった方々にお声がけがあって、そして実際受けてもらっている状況だと思っ  
ています。区長さん方がその役割を知っているかということですがけれども、それにつ  
いてはこういった役割があるのでということでお伝えして講習を受けてもらうような手  
はずにはなっていると思います。

あと、組織の中の位置づけと申しますか、自主防災組織の中の位置づけだと思  
いますが、それについては確かに自主防災組織自体もそれぞれにそれぞれの地区で  
つくっておられますので、いろいろな役割があって大和町は全てがこうなさいとい  
うものではないものですから、多分、役割についても組織で一部違うんだと思  
います。ですから、そこの中の位置づけというものについては、町でこういう位置づけを  
という指示はしていないと思いますので、逆にその辺は位置づけを地区の中で入れて  
いただければと思いますけれども、それがなかなか統一されていないということ  
があるんだと思いますので、極めてそういうことで自主防災の方々こういった役割  
の方がいるので位置づけをといった助言といったことは町でもできるとは思  
います。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

地区によって違うということも、何となくやっけていてもそんな感じかなとい  
うのは思っていましたので、今後、やっぱり何かあった場合に一緒に地区をまと  
めるという意味では、意識のすり合わせと申しますか、あったほうがいいと思  
いますので、何らかのものがあるとやっぱり周りは助かると思っています。

それでは、2 要旨目の「自助」の観点からということでご質問させていただきます。

毎回、一般質問のたびに防災に関する質問がありまして、必ず広報の仕方が出てきます。今回も無線、無料ダイヤル、エリアメール、登録メールというのが出てくるのですが、これ以上広めるような手だてというのはあるのか、ないのか。

例えば、エリアメールといいますと使える人と使えない人がいまして、携帯電話の普及率というのはもう100%以上になっております。使えない人が使えるように設定してあげるとかいったような行政で指導といいますか、携帯電話キャリアと提携して、そういうことをやってみるとか、あとは危機対策室では、大分いろいろな機会に、各種団体にも広報はしていると思うのですが、ほかにも、例えば、保健福祉課さんのところは、多くの人と触れ合うところに広報用の紙でもいいですし、そういうものでPRするというようなやり方というのはお考えなのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

広報の仕方というのは、非常に難しいといいますか、いろいろな方法を使っていかなきゃならないんだと思います。そのとおり携帯とかといったものを使える人、使えない人、あるいは持っていない人もいるわけですし、ですから、これをやったら全てに伝わるというものはないのが現状だと思いますので、お話のとおりいろいろな方法と、今申し上げたほかにも方法があれば、そういったことに取り組めるものがあれば取り組んだ中で、多くの方々にそういった情報が少しでも行き渡るような工夫はしなきゃならないんだと思っています。

お話があったチラシを各課に置くとかといったことも方法の1つだと思いますし、どんな方法があるのか、使える方法といったものにつきましては、積極的に情報収集して取り組めるものには取り組んでと思っておりますので、これでいいとか、これで終わりということではなくて、そういったものはいろいろ工夫するところはしていかなくちゃならないと思いますし、また情報をいただければ、こういうのがあるよということであれば、そういったものを研究させてもらうということです。

そういった全てがやれるかどうかという問題はもちろんあるわけですがけれども、多くの方々に知ってもらうためには、いろいろな方法を駆使してやらないと情報がみんなに行き渡るというのはなかなか難しいんだと思っています。いろいろ勉強させても



らいたいと思いますので、そういった提言、ご意見または方法とかあれば、いろいろ我々にも教えていただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

それでは、広報については、思いついた、私以外にもいろいろご意見あると思いますので、耳を傾けていただいて、これだけ皆さん危機感を持っていますし、こういう場で一般質問させていただくことで町民の皆様にもアピールできると思って毎回やっていると思いますので、その辺はいろいろと考えていただきたいと思います。

1 件目終わります。

議 長 （馬場久雄君）

じゃあ、2 件目に入る前にここで休憩します。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午前10時31分 休 憩

午前10時41分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

千坂博行君の1 件目の質問に対して、防災指導員の件で追加の答弁がありますので、答弁をお願いします。危機対策室長文屋隆義君。

総務課危機対策室長 （文屋隆義君）

先ほどの千坂議員さんのご質問の中で、防災指導員の地区別の人数の内訳なんですけれども、平成28年11月30日現在で、防災指導員が全部で195名の方々がおります。その中で、吉岡地区では74名、うち女性が35名でございます。あと、宮床につきましては52名、うち女性の方が11名、あと吉田地区においては22名のうち女性が7名、あと鶴巣地区におかれましては全体で26名、うち女性の方が3名、あと落合地区におき

ましては全体で21名、うち女性が3名という状況となっております。よろしくお願いいたします。

議長 長 （馬場久雄君）

引き続き一般質問を行います。

1 番千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

それでは、2件目の質問をさせていただきます。

教育ふれあいセンターについて。

教育ふれあいセンターは、吉田、鶴巣、落合地区の旧中学校の校舎を活用している。児童館の運営や各種団体の会合の場として利用されているが、かつての教室は物置場と化している。本来の目的である町民の生涯にわたる学習活動と健康の維持増進を図るとともに、町民の相互交流を支援する観点から今後の対応は。また、コミュニティの中核としての活用を伺う。

議長 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますけれども、教育ふれあいセンターは、町立中学校再編に伴いまして、町民の生涯学習及び生涯体育体験を通じて町民の生涯にわたる学習活動と健康の維持増進、町民の相互交流を支援するため、平成19年4月に設置され、その利活用については、主に屋内・屋外運動場ともに多くの方々に利用いただいております。

平成27年度の3施設の利用状況につきましては、屋内・屋外運動場、研修室の利用回数は合計1,420回、延べ3万1,246人の方々からご利用いただいております。また、当該施設は、児童館が併設されており、子供の居場所づくりとしての健全な遊び場として利活用されております。教育ふれあいセンターの各施設は、現在、生涯学習課、子育て支援課所管の事業及び地域の方々の方々の自主事業のため活用いただいております。

ご指摘ありました教室につきましては、現在、収納されている旧中学校の物品、これは工具等でございますが、これにつきましては整理が終了しておりまして、2月上

旬には、鶴巣中学校で使用した理科の実験器具等を各小中学校の先生に見てもらい、利活用できるものを再配置し、残りの物につきましては今年度中に処分いたします。

各教育ふれあいセンターに収蔵している古民具等の民俗資料は、本町のかつての主産業を支えた道具や日常生活用品であり、今後、町の歴史民俗に関する資料としての展示を行い、見学ができるように整理を行っており、本年3月末を目途に進めております。

現在、生涯学習課では、各教育ふれあいセンターを活用して、放課後子ども教室を行っており、地域住民の方々がみずからスタッフとなって、子供の安全・安心な居場所づくりのため、週1回、年30回ほどの活動を実施しております。また、児童館で開催しております幼児教室では、子育てサポーターがボランティアとして託児等にかかわり、地域住民と子育てを通して交流を図っております。

今後、設置目的を踏まえ、生涯にわたる学習・研修の場、スポーツ・文化活動の場、町民交流の場の3つを柱として、さらに充実した活動を行っていきたいと考えております。

具体的には、生涯にわたる学習の場として、宮城大学と連携を図り、大学生に放課後子ども教室に参加、指導をしていただき、子供たちへの活動をさらに充実していきたいと思っております。その活動を通し、宮城大学の学生との交流を図りながら、大和町の魅力やすばらしさを伝えていきたいと思っております。

スポーツ・文化活動の場としましては、体育協会分会やPTA、老人クラブと連携を図り、健康維持増進のための活動を推進してまいります。

町民交流の場につきましては、小学校の児童や母親クラブがつくった絵画や陶芸、押し花等の作品展示を行い、古民具等は有効に利用するため展示室を設け、小学校と連携を図り、授業の一環に取り入れていただくよう働きかけます。また、地域のお祭りや児童館まつり等でも見学できようにし、教育ふれあいセンターが地域の交流の場となるよう、これからも皆様のご意見を伺いながら、生涯学習事業の展開をしてまいります。

以上です。

議長 (馬場久雄君)  
千坂博行君。

1番 (千坂博行君)

答弁いただきましたので再質問させていただきます。

まず、ふれあいセンターは、今現状をどのようにするかということで、要らない物を整理して、使う物は使う、あとは古民具、文化財は展示するということですので、そのように進めていただきたいと思います。

ただ、文化財として、今、教室を大分使っている部分があると思うんですが、あれは、聞いた話なのですが、長年、随分前から移動を繰り返しながら保管されていたと聞いております。

まず最初に、そこがどういうふうに、使い道を定めておかなければ、やっぱり、今後とも同じような状態になる可能性があると思いますので、今後、それを展示する場というのは、答弁にもありますけれども、きちっとしていただいてやっていただければなと思います。

また、開発に伴って調査すると、結局、文化財に携わる方は、今のところ1人と聞いておりますが、そういう忙しい中では、なかなか整理というのも難しいのではないかと見受けられます。そういう意味では、今後、また開発を進めば同じような状態にもなると思いますし、昔は2名だと聞いたこともありますので人の増員だったり、応援というところも考えていかないと、また同じようになると思うのですが、その辺、答弁願います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

文化財の整理につきましては、ちょっとおくられているところがあるのですが、そういったものを整理して、さっきも申しましたけれども、展示するという形、整理して展示をしていくということで進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

それから、増員ということでございますけれども、今、正職といえますか担当係長が1人おります。それから、もう1人、嘱託の形でお手伝いをしてもらっているところがございます。あと、開発とかでそういった文化財の調査があつたりという場合には、新たに県から応援をもらうとか、あるいはそういった人につきましては臨時で雇つたりということで進めてまいりますので、常時、今、2人といえますか、嘱託ではありますけれども、そういった中で整理をさせております。おくれ気味であることは事実でありますので、至急整理するように指導してまいりたいと思います。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

随分、また開発も進めば同じように人が足りなくなるとお思いますので、そこは見合いになると思いますけれども、足りなくならないように配慮をしていただければと思います。

あと、今後の使用についてということでもう回答をいただきまして、もう十分な回答なんですけれども、ただ1点だけ、例えば、いろいろな地域の団体といろいろ相談しながら皆さんのご意見を伺いながらということで、いろいろな使い方をするように書かれていますので、これはこれで本当にいいと思うんですが、そういうやり方をした中で、例えば、空室が出たら何か賃貸とか貸して利用するというお考えはあるのか、その辺お伺いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のお話は、教室に使わない部屋があったら貸したらどうかというお話だと思いますが、学校を貸すことは可能だとは思いますが、管理上、非常に問題があると思いますか、どうしても玄関が1つで、そして教室があるということで、前にも、例えば、地区の団体から団体で貸してもらえないかというお話があったこともありました。そういったときに課題になったのが、教室一つ一つに鍵がついているわけではなくて入口の鍵だけになってしまいますので、そういった管理の問題とか、あと時間帯の問題とか、そういった課題もあることはあるんです。

ですから、今、賃貸で貸すということは、まだそこまでは、そういったお話もまだ受けていませんので考えてみたことはなかったんですが、そういった地元の方が利用するという等につきましても、以前、そういったことで検討した経緯はありましたが、今、お話ししたような課題もあるということでありました。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

わかりました。確かに、そのとおりだと思うところもありますので、有効に使って、使い方を探っていきながら、ぜひ地域の方といろいろ使い方に関しては話し合いを持って進めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で千坂博行君の一般質問を終わります。

次に、10番今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

それでは、議長の許しをいただきましたので一般質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、1件目でありますけれども、農村地域工業等導入促進法の活用による産業集積をとということであります。

本町では、第四次総合計画の中間見直し後の改訂版で「積極的な企業誘致と新たな産業地整備を進める」としております。今後の産業地整備の進め方についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、企業誘致及び誘致可能な分譲地の現状と課題について。

2点目、企業誘致と並行した定住促進を図っては。

3点目が農村地域工業等導入促進法の活用により産業地整備を図り、企業誘致の促進を図っては。

以上3点についてお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに企業誘致でございますけれども、企業誘致関連イベントへの出展や宮城県主催の東京、名古屋で開催されます企業立地セミナーにおきまして、町の投資環境をPRし、首都圏、甲信・中部地区を中心に企業への個別訪問やトップセールスを行っているところでございます。また、立地企業と情報交換を密に、関連企業の情報収集も行っております。今後も、企業とのつながりを維持しながら宮城県と連携し、努力してまいりたいと思っております。

1の企業誘致及び誘致可能な分譲地の現状と課題についてであります。現在、特に半導体関連企業からの問い合わせが多く、紹介できる分譲可能用地も残り少なくなっているのが現状でございます。そのような状況を踏まえ、現在、立地企業の遊休地の調査を進めており、売却希望のある遊休地につきましても分譲可能用地として紹介しているところでございます。

今後の産業地整備の進め方につきましては、町国土利用計画に示しているところでございますが、既存団地の販売を最優先に考え、新たに団地につきましては、関係機関と協議の上、進めてまいりたいと思っております。

次に、企業誘致と並行した定住促進を図ってはのご質問でございます。

本町では、昭和47年に大和町基本構想を策定しまして、町の基幹産業である農業を中心とする1次産業の振興に加え、農業の機械化、省力化の進展による余剰労働力を吸収し、安定的な就業機会を確保するため、工業の導入を推進する農工並進のまちづくりを進めてきたものであります。

こうした町の基本構想に基づき、今日の町の発展に大きく貢献している仙台北部中核工業団地や流通団地の整備が進められ、あわせて都市化の進展への対応と職住近接を実現するため、新たな商業機能と住宅供給を行うための土地区画整理事業が実施されてきたものでございます。

議員ご質問の定住促進につきまして、本町では、これまで吉岡南地区、もみじヶ丘地区、杜の丘地区、吉岡南第二地区、大和インター周辺地区において、住宅地を整備してまいりましたが、仙台市内への通勤圏という地理的な優位性や相次ぐ企業の進出により、宅地販売は順調に進み、着実な定住人口の増加に結びついてきたものであり、さきの国勢調査におきましては、市町村では全国第3位の高い人口増加率を記録したものでございます。また、町内に進出した一部の企業におきましては、社員への住宅購入費補助のほか、本町内への社員寮の建設などもあり、定住に結びつく企業誘致の波及効果が見られているところでもあります。

こうした状況から見ますと、まだまだ本町への転入、増加が見込まれるところであ

ります。吉岡南第二土地区画整理地内には、地権者が所有する換地処分として約170区画の宅地がありますので、まずはこれらの宅地販売を通して定住促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、3番目の農村地域工業等導入促進法の活用による産業地整備を図り、企業誘致の促進を図ってはのご質問でございました。

農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法につきましては、農業構造の改善と農村地域におけます就業機会の創出を一体的に推進し、農業と工業等の均衡ある発展を図ることを目的として制定されたもので、宮城県内では平成27年度末時点で64団地が指定され、本町では、昭和46年に町独自の計画で大和町吉岡地区を策定し、工業団地の造成を行ったものでございます。

農工法では、税制上の軽減措置や農地転用許可手続上の特例措置などの優遇措置が講じられていたものであります。しかし、農工法によります税の軽減措置は、平成21年12月31日で終了となっております。

このような状況から、現在利用しております東日本大震災復興特別区域法及び企業立地促進法を活用し、これまで同様に宮城県との連携を密にしながら企業の誘致活動を行ってまいります。

以上です。

議長（馬場久雄君）  
今野善行君。

10番（今野善行君）

それでは、再質問させていただきたいと思います。

今、ご答弁にありましたように、本町の誘致可能な分譲地の現状、残り少なくなってきたということでございます。これに対して、現在の区画数も大分少なくなったというお話を伺っております。今後、拡充する上で、休止企業というんですか、遊休地の部分の調査を進めているということでもありますけれども、調査の進捗状況等がありましたらお伺いしたいと思います。

議長（馬場久雄君）  
町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

これは企業さんに確認という形ですが、企業さんによっては大きな敷地を持って一部だけ使っているとかございますし、あるいは、土地を売買はしているんですが、まだ使っていないところといったこともあるので、そういった確認ということでございます。詳しくは産業振興課長から説明します。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

それでは、議員さんのご質問にお答えします。

まず、北部工業団地内は、現在、場所等の確定はいえませんが、実際、工場の敷地内で半分ぐらいしか建っていない部分とか、あとリサーチパーク、いろいろそういうところを全部歩きまして、県と協力しながら町独自で工場さんをお願いするというわけにもなかなかいかないものですから、県と同じくして、もし販売、分譲が可能であればどうですかという話は、未使用地域に対してはお話しております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

調査の状況については、具体的には件数とかというのはまだ把握していないということよろしいんですか。私は、進捗状態のどこのところという具体的な会社名とか、そういうことじゃなくて、面積とか件数とか、そのようなところをお伺いしたかったんですが。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

答えますけれども、これはなかなか、まだ企業の考え方でございますので、公にで

きる部分とそうでない部分がございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

じゃあ、あとは課長から話します。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長後藤良春君。

産業振興課長 （後藤良春君）

それでは、今、調査している部分なんですけれども、仙台北部工業団地側なんですけれども、今現在、利用していないだろうということでお話ししておりますのが2カ所、あとリサーチパークも2カ所お話ししております。まだ、正式な回答は来ていないということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

今の状況は、仮に、それが全てオープンになったとしても、分譲地の数にすれば大分少なくなってきたのかなと感じているところであります。多分、じゃあ手を挙げたところが全部一気に進出しているということもないんだろうとは思いますが、いずれ準備が必要と考えますけれども、現段階で、町長の所見をお伺いしていると思います。要するに、今の件数からして、今後の誘致をしようとしたときに、現状でこれからそういう企業誘致する場所の拡張をどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現状で誘致をする場所がだんだん減っているといいますか、少なくなってきた現状があります。有効利用するという意味で、今、お話ししたような形もとっているところがございますが、今後のことを考えた場合に、そういった工業団地とか流通団地とかといったものの考え方につきましては、県とかといったところと相談しながら

やっっていかなければいけない部分がございますので、そういったことは準備してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

今後の課題として協議を進めていくということですが、次に、本来であれば2番目の項目要旨に入りたいところではありますが、関連がありますので、3要旨目について再質問させていただきたいと思います。

先ほど、答弁にありましたように、農村地域工業等導入促進法は昭和46年6月に制定されたということで、趣旨については、今、町長の答弁にあったとおりでございまして、いわゆる農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資するという目的を有してございまして、これは本町の農工並進に取り組んでいくという趣旨からしますと、ある意味ぴったりの内容かなと思いますし、以来、これまで調べてみたら22回の改正がなされているようであります。それはやっぱり、その時々々の経済状況なり、それによっていろいろ改正がなされてきたんだらうと思っております。

今後の企業誘致を図っていく場合に、この法律を活用してはという質問になるわけですが、実は、この法律が改正されるという情報を得まして、流れる的には昨年の11月に改正案についての協議、検討が進められたようではありますが、2月28日に閣議決定されたということでございます。

閣議決定された内容を端的に申しますと、1つは、以前は誘致企業については製造業中心ということで一定の枠がはめられていたようではありますが、今回の改正では、職種が格段に広がったということで、ある意味ではどんな企業でも誘致できるようでございます。もう一つは、法律の名称が農村地域への産業の導入の促進に関する法律と名前が変わって、先ほど言ったような改正がなされるということになります。

背景については、趣旨からして地域内発型の産業の創出を図るということで、ある意味、地方創生の一環でそういう改正がなされたのかなと考えているわけでもあります。あともう一つは、現状、人口減少の進展を背景にしたということで、先ほど申し上げたような形での農村地域への定住を図る必要があるんだということもあるようでございます。そういう意味で、農業者を含めて地域住民の就業の場を確保するという大き

な狙いになっているようではありますが、そういう改正があつて、これを本町でもうまく利用して早目に手を打つてはどうかと考へたところでございます。

そういうことで、この法改正を受けて、ぜひ、ある意味本町にとっては渡りに船の感を持っているわけではありますが、ここをうまく乗り切れば、先ほど来、課題としております企業誘致の分譲地の拡充につながるのではないかなと思ふところではありますが、町長のお考へをお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

農工法でございますけれども、非常に町でもこれまでも利用してまいりまして、北部工業団地なり東部とかでもやってきておりました。それで、お話のとおり、今回、改正があつたということでございます。先ほども申しましたけれども、21年12月31日で一応、これまでのものについては終わったということです。それで、いろいろ改正があつて、おっしゃるとおり幅広くなつたということも聞いております。

ただ、要件の中にもう一つ財政力指数というものがあるようでございまして、これが0.47未満のところを対象になるという縛りがあると聞いております。それで、大和町で今3カ年平均で0.78ということでございますので、そういった意味では、このものについては残念ながら利用できないということでございますけれども、なお、その辺はしっかり確認して、利用できるということであれば、もちろんこういった制度は、先ほど言いました企業立地促進法とか、そういうのもあるわけでございますけれども、そういった制度はしっかり利用していきたいと思つておりますが、今、お話の農工法については、そういったことで財政力指数の関係で大和町は対象に入らないのではないかとございまして。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

今後、この制度を活用して拡充していきたいという意向については理解したところでございます。

ただ、これはやっぱり、県の産業立地推進課にお伺いしたところ、国の基本方針が来ていないということで、県自体の基本計画についてはまだ今のところ手をつけていないというお話でありました。流れとしては、国の基本方針に基づいて県が基本計画をつくる。それから、先ほど町長がおっしゃったように実施計画をつくらなくちゃならないと。これは県と市町村が一体的につくるという流れのようではありますが、いずれ、これについては改正が間違いなく見込まれるであろうと考えるところでありますが、ただ、私が調査不足だったんですが、財政力指数については情報がなかったんですけども、その辺も含めて、ある意味、先手必勝で実施計画に向けた取り組みを県なりと協議していくべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

県との協議ということはもちろんそうだと思います。改正農工法に限らず、そういったものについては、県と常に協議しながら進めておりますので、そういったことにつきましても綿密な連絡をとりながら、必要なことを、やるべきことはやって、おくれのないように進めてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

ぜひ、これはある意味、前段にあったいろいろな税制上の軽減措置とか優遇措置も講じられてきますし、それから誘致企業も、要するに製造業に限らないということでかなり幅広い事業展開ができるのかなと思ったところであります。要するに、本町でも考えております農商工連携を中心にして、扇の的にして、いわゆる産業クラスターの構築に結びつけられないかなとも思うところであります。

産業クラスターについては、そういう意味で、さっき申し上げたようにいろいろな企業を誘致できるということであれば、町内のそれこそ商業の活性化とか農業の振興とか、それらも含めて産業一致ができれば、課題になっている農村地域の問題、それから中心市街地の商業者の問題等も結びつけられるのではないかなとも思うところであ

りますので、ぜひ、この制度を活用して進めていただけたらと思います。そういう町の産業としての全体の今課題になっているのを含めての立地の仕方について、町長の所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その制度につきましては、利用できるものといいますか、町で使って有効なものというものは積極的に取り組んでいくということはそのとおりだと思っておりますし、これまでもやっておりますが、これからもやっていきたいと思っております。

まず、そういった企業の誘致ということでいろいろな幅広い職種の企業さんに来てもらうことによって、おっしゃるとおり産業クラスターといいますか、いろいろなつながりが出てくることで、企業だけではなくて地域なり農業、商業なりが連携してレベルアップといいますか、いいことになっていくということは一番我々が望んでいるところでもございますので、そういった企業の誘致によっても、そういった方々にもお願いしたいと思いますし、また、そういった取り組みは、この制度を利用する、しないはまた別としまして、できるかどうかは別として、制度は制度としてももちろんそうですけれども、そういった全体のレベルアップにつながるような企業誘致といった活動はこれからもしていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

財政力指数のハードルも1つあるようではありますが、やっぱり先行者利潤じゃないですけれども、ぜひ早く手をつけていただきたいなと思います。

県との協議で提案を申し上げたいのは、今、県道仙台大衡線の工事が宮床工区まで、30年までには終わるといふ流れになっているわけではありますが、その後の分がまだ決まっていないという状況にあるわけではありますが、いずれ県道と公道457号線が重なる道路になっているわけでありまして、私が地図上から見ると、あそこのカーブのところから真っすぐ入って吉岡吉田線ですか、線路のスタンドのあそこの通りを多分貫

く計画の道路になっているのではないかなと思うんですが、あそこまで県道を、せめてあそこまで早く延ばしてもらおうと。大体、あそこまで地図上で調べますと1,000メートルまでないような距離でありますけれども、ああいう道路ができることによって、さっき申し上げたような企業誘致もやりやすくなると思いますし、何とか促進を図って、いってみれば、私はわからないですが、今、休止状態になっている吉岡西部地区のあその土地の部分に誘致できないかなと思ったわけではありますが、その辺、町長はどうお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

仙台大衡線を真っすぐ抜いて大衡まで行く予定にはなっているわけですが、その道路を抜いてこちらから行ったのとぶつかるという形のお話だと思います。

まず、仙台大衡線につきましては、そのとおり今宮床工区をやってもらっているんですが、その先について、まだ県の考える道路計画もできていない状況です。ですから、その線に乗せてもらうというのは、まず県に対する要望をもうやっているわけでございますけれども、そういったことをしっかりやっていかなければいけないと思っています。

それから、要するに、山の前の道路が真っすぐガソリンスタンドでとまっているわけでございますけれども、あれが真っすぐ東に西に抜けていってというお話だと思っております。おっしゃるとおり、前にあった西部区画整理という構想のものでございます。これにつきましては、町としても地区の方々のご意見をいただきながらということで、今のところは休止になっているところでございますけれども、あのエリアについてはいろいろ考えなければいけないという課題があるところだと思っております。

今すぐどうのこうのとなるものではないところでございますけれども、大きな道路の線形とすれば、今おっしゃった仙台大衡線、そして、こちらから落合吉田線が真っすぐぶつかっていくということについては、基本的にそういう車の流れといったことについては、道路としては大事なそういった位置づけなんだとは思っております。

県に、まず、そういった計画について強く要望しながら、今のところ、まずつくってもらおうということが先行しておりますので、その先については県でもまだだという

お話ではありますけれども、終われば、次に当然計画が出てきますので、そのことをまず強く要望してまいりたいと思います。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

要するに、そういう道路ができると、アクセス上、かなりよくなるのかなと思いますので、これらを含めて、ぜひ新しい改正農工法を活用して企業誘致を進めていただければと思います。

それで、次に、先送りしました2要旨目の関係であります。2要旨目の企業誘致と並行した定住促進を図ってはどうということでございます。

これも先ほど来、渡辺議員からもいろいろありましたけれども、人口減対策のある意味シミュレーションに基づいた人口減ということが見込まれている状況にあるわけですが、この辺、もう少し広くといいますかポジティブに考えていただいて、企業誘致と並行して定住促進を図るという考え方であります。

理由といいますか背景なんです。内閣府の世論調査でありますけれども、2014年の調査であるようではありますが、30代の農山漁村への定住願望者が32.7%いるということでもあります。40代では35%ということで、ここ数年、農村地域への移住・定住希望者が結構ふえてきているという現状があるようでもあります。

また、あるアンケート調査は、39都道府県139市町村の担当者へのアンケート調査ということですが、移住者とか移住希望者が農業にどの程度感心があるのかというアンケート調査のようではありますが、家庭菜園程度をやりたいというのは52%がそうあります。それから、主な収入源として農業をしたい人が多いといいますか、そういう希望をしているという方が26%と。それから、兼業農家として農業をしたいという人が10%ということで、残りは農業に関心がない人が12%だということですが、いずれ、こういうふうな農業に関する希望者が結構多いと、そういう移住者です。

そうしますと、先ほど申しましたように、1つはそういう企業誘致をして、あと内閣府の調査の中では、やっぱり移住するに当たって生活が維持できる働く場所を求めているということでもありますので、さっき申し上げた企業誘致とあわせて、そういう関連づけで定住促進を図ってはどうなのかなということでもあります。その辺について、



町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

企業誘致とあわせてということでございますが、大和町のまちづくりにつきまして、そのとおり職住近接のまちづくりということで、企業誘致と住民の皆さんに来てもらうという基本はずっとそれでやってきております。これまでもそのとおりやってきているところでございますけれども、今、今野議員さんがおっしゃるのは、それプラス農業に携わるような希望の方もおいでですので、兼業とかいったこともあるので、そういった幅をもっと広げてといいますか、ただ単にこちらに来てもらうだけではなくて、農業をやる方にも合ったような定住促進ということをお話しなんでしょうか。

そういったものは大変いいと思っておりますし、ただ単に住宅団地に来るのではなくて、いってみれば旧町村、旧市街地といったところに農家さんの空き部屋とかといったものを利用してもらって住んでもらうとかということも含めての話ではないかと思っております。

そういったことも大変町としては、ぜひそういった形で住んでもらうということはあるがたいと思っておりますし、そういった意味では、移住・定住とかの補助金とかといったことも活用してもらうとか、あるいは空き家紹介とかといったことも進めて、今やっているところでございます。

そういった形で来てもらった方にそういう住み方をしてもらうということは大変いいことだと思っておりますし、そのことが定住あるいは農業の活性化にもつながることにつながっていけば大変いいと思っておりますので、そういった考え方につきましては、町としても取り組んでおりますし、これからもやってまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

前向きなご答弁かと思っております。これは結局、もう一つは以前にも空き家バンクにつ

いて取り上げさせていただきましたがけれども、そういった空き家バンクとの絡みでやっぱり情報を発信していかないと、なかなか来たいと思っている人もどこに行ったらいいかわからないということがあると思いますので、そういう空き家の状況とかもやっぱり情報発信する、県にもそういうバンク的な窓口が開設されているわけでありますので、そういうところに登録して、そういう人を呼び込む。そして、生活移住のために近隣の企業で働くという、あるいは人によっては兼業農家でやりながらという希望者もいるわけでありますから、そういう人たちも呼び込んでいくということが必要かと思っておりますので、その辺についてもぜひお願いしたいと思っております。

山梨県北杜市の事例であります、北杜市では都市圏から比較的近くにあるということのようでありますけれども、1つは、ここでは企業誘致とか耕作放棄地の解消に向けた雇用の場をつくっているということで、そのことによって、今、田舎に住みたい人を支援する制度を充実させているということでの取り組みはされているようであります。

ここ数年の状況を見ますと、いわゆる生産年齢、15歳から64歳までの状況も含めていいますと、そういう人たちの移住者が結構多いということで、全体で転入、転出、それは社会増減といえますか、それらも含めていくと年々百数十名、これは2014年のデータですと155人も人口がふえているという事例もあるようでございますので、ぜひ、そういった事例も参考にしながら定住促進を図っていただきたいと思っております。

最後に、それも含めて町長のお考えをお伺いしたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

企業誘致と定住促進は、先ほども申しました町の基本という形で進めてまいっております。そういったものプラス、そういった団地だけではなくて地元で人口がふえるような対策をとることだと思っております。今、町でもそういったことでいろいろ考えながら取り組んでおりますので、そういったことは積極的に進めてまいりたいと思っております。

あとは、なかなか空き家バンクにつきましても積極的な利用という答えがなかなかないというのも現実があるんです。ですから、そういった形でいろいろ機会があれば、そういった方々がおいでの際にそういったお話を皆さんからもしていただければ大

変ありがたいと思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、こ  
ういったことは今までもやっておりますが、積極的に取り組んでまいりますので、よ  
ろしくお願ひします。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

ぜひ、この辺、町の活性化も含めて取り組みを進めていただければと思ひます。  
続いて、2件目に入らせていただきたいと思ひます。

2件目については、学校における安全管理の対策は万全かということでありま  
す。これもご案内のように、学校の危機管理の目的は、児童・生徒と教職員の生命や心  
身等の安全を確保することとされております。学校において、児童・生徒等が生き生  
きと学習や運動等の活動を行うためには、児童・生徒等の安全確保が保障されること  
が最優先とされるべきと考えます。

最近、学校行事など学校管理下での事故による児童・生徒のけがや最悪死亡したと  
いう事故のニュースが報道されております。事例的には、福岡県大川市の川口小学校  
での体育事業中の死亡事故などは記憶に新しいところであります。

そこで、本町における学校管理下での児童・生徒のけがなどに係る現状と対策につ  
いてお伺ひします。

1点目は、学校管理下における事故発生の実状は。

2点目は、事故発生の実然防止及び事故発生に備えた事前の取り組みはどのように  
行われているのか、お伺ひしたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)  
答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、今野議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、学校管理下における事故発生の実状はについてお答えいたします。

本町の今年度4月から1月までの学校管理下での事故発生状況についてですが、小  
学校では始業前、業間、放課後の時間に校庭で遊んでいるときの事故が最も多く、打

撲、捻挫などのけがが大半でした。次に、授業中での打撲や擦過傷などのけがであり、登下校時の転倒等の事故は数件でした。中学校においては、部活動中の事故が大半であり、打撲や捻挫などのけがが最も多く、次に体育の授業での打撲や捻挫、骨折などでした。管理下内の交通事故については、下校途中の交通事故が小学校2件、中学校1件でした。施設設備のふぐあいにおける事故はありませんでした。

次に、事故発生の未然防止及び事故発生に備えた事前の取り組みはどのように行われているのかについてお答えいたします。

初めに、学校保健安全法では、第26条で学校安全に関する学校の設置者の責務、第27条で学校安全計画の策定、第28条で学校環境の安全の確保が定められており、学校設置者である町と学校長に安全を確保する責務があることになっております。この法律に基づいて、以下の取り組みを行っております。

初めに、校内施設の点検、整備及び校外の通学路を含めた危険箇所等の点検についてお話しいたします。

各小中学校では、安全点検実施計画を策定し、月に1回、校内敷地内の施設遊具等の安全点検を全職員で実施しております。また、毎日、始業前に管理職による校舎内外の巡視を行い、授業中、放課後、施錠前にも校舎外の巡視を行っております。校外の通学路等の危険箇所については、小学校では教職員と保護者による点検を行い、その結果を学校で取りまとめ、教育委員会へ報告し、関係機関へ改善の要望をしたり、児童への注意喚起を行っております。中学校では、長期休業中を利用し、校外巡視の際に、各地区の安全確認を行っております。

なお、本町においては、専門業者による施設、設備、遊具等の点検を年1回実施しております。

2点目に、児童・生徒の交通安全についてですが、各小中学校で、年1回以上の交通安全教室を開催し、警察署や交通指導隊の協力のもと、交通ルールや正しい自転車の乗り方の指導を受けております。小学校1年生の入学後には、下校指導を1週間程度行い、交通安全運動期間における教職員、保護者、地域ボランティアの街頭指導、日常的な登下校時など児童・生徒へ直接的な指導を行っております。

3点目は、事故発生に備えた学校危機管理マニュアルを策定しております。内容については、火災や地震などの自然災害、不審者侵入、伝染病対策等の緊急時における対応と関係機関との連絡体制が主なものです。学校では、マニュアルに基づき、児童・生徒の教育や避難訓練の実施、不審者に対する防犯教室や大規模災害等を想定した引き渡し訓練など、計画的に実施しております。また、保守を必要とする消防設備

保守点検や自家用電気工作物保守点検などの専門業者に依頼し、安全管理に努めているところ です。

なお、毎月の校長会議や教頭会議においては、児童・生徒の安全管理について指示をしており、また国内や県内で児童・生徒に関する事故や事件、自然災害が発生した場合には、迅速に校長会の連絡網で注意を喚起し、あわせて指示文書を発出しております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

ご答弁の内容に尽きる内容かなと思います。特に、訓練を計画的になされているということは、3.11以降、やっぱり訓練の重要性が非常に見直されているということで、訓練されていることについては大変いいことかなと思います。

学校管理下で、先ほどありましたように学校の安全管理というのは、学校保健安全法が改正後の法律のようでありますけれども、これに基づいていろいろ各学校で取り組みをされているかと思えます。今、ご答弁にありましたように、いわゆる学校前の安全教育とか安全管理はもちろんだろうと思えますが、あと答弁の中にありましたPTAとか、あるいは警察、消防といった関連組織とのいわゆる組織的な連携ということも視野に入れて取り組まれていることについては敬意を表したいと思えます。

それで、安全教育とかも含めて、教育委員会を初めとしまして学校現場での教職員が非常に昼夜を問わず、今、説明があったような点検とかそういうことにご労苦されていることについては感謝申し上げたいと思えます。

一方で、日本の教職員は、世界一の残業が多い仕事と指摘されているわけですが、そういう体制の問題も多少考えるべきではないかなと思えますが、その辺、教育長はどう考えますか。そういう点検とか整備とかをする立場の人を育成すべきといえますか、置くべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

それでは、ただいまのご質問にお答えします。

確かに、学校の管理というのは多岐にわたっておりまして、修繕関係を見てもなかなか先生方は授業を持っているという状況がありますから、すぐに金づちを持って飛んでいけるという状況にはないと思います。ただ、学校に現在、業務員がおりますし、あとは教育委員会に学校から一報もらえれば、すぐに担当で対応するようになっておりまして、現在、安全管理についての支障についての問い合わせなり課題については、把握はしておりません。ただ、いつ何時、対応に窮するような状況があるかもわかりませんので、それについては十分危機管理をしまいたいと思います。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

本当に子供たちがけがをしたりとなりますと、生涯にわたる障害が残るとかということも懸念されるところであります。これは、日本スポーツ振興センターの統計ということではありますが、27年度のデータでありますけれども、小学校では死亡が16人確認された。あと、けがとかということによって出る障害ですが、そういうのは86件だそうであります。それから、本町でもあります負傷とか疾病の関係は37万2,108件ということで、全国的には約6%が負傷とか疾病にかかっているというデータがあるようであります。

一方、中学校の場合ですと、死亡のデータが不確定なんですけど22件、障害が137件、それから負傷、けがとか疾病なんですけど37万4,903件ということで、中学生は11%に上るというデータがあるようであります。

校内での関係で見ますと、先ほどご答弁にありましたように休み時間とかという時間のけがとかが多くなっているようではありますが、一番多いのが体育の時間中で、そういう負傷とかが多くなっていると。それが増加傾向にあるという説明があります。

それと、考えるべきは施設設備の不適切とか、そういうのもあるようではありますが、そういう意味では、安全管理が非常に重要になってくるのではないかなと思います。こういった子供たちのけがとか、特に障害とか死亡に至っては大変なことになるわけではありますが、いわば、「まさか」じゃなくて「もしかしたら」事故とかけがになるといった意識というのは、多分、ご答弁にあったような取り組みをされていけば、常

にそういうことを意識されてなされているんだろうと思いますが、忘れたころに災害がやってくるじゃないですけども、その辺の教職員間での意識といいますか、どう捉えられているかお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

今のご質問なんですが、そのまさか、もしかしてという想定内、想定外という言葉が最近ありますけれども、やはりそれを考えること、逆にいえば察知をするといいますか、ですから校長会議でよく話す内容としては、先生方でもいいし子供でもいいし、例えば、廊下をすれ違ったときに一声かけてあげればあのことは起きなかったなというような感性を持つような教員になりなさいという話をしております。やはり、日常的に自分の感性を鍛える以外はないと思うんです。言葉でわかっている、感性を磨かないことには、なかなか子供の危険に気がつかないこともあります。Aという教員が危険だと思うことをBの教員は何とも思わないということで、それは日常的な教員の生活の仕方にあるんだろうと思いますので、これからも折あるごとに管理職には話をしていきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

ぜひ、その辺、そういうけがとかがないように指導をお願いしたいと思います。

それでは、少し具体的な話になるんですが、体育授業の、さっきお話しましたけれども、私は町内の学校を全部見て回ったりしているわけではないんですけども、1つは、体育館の状況です。私は限られたところしか行ったことがないので何ともいえないんですが、大分床とかが摩耗しているといいますか老朽化しているといいますか。

あと古い一局で申しわけないんですが、吉岡小学校の体育館はかなり古くなっていて、あのまま使い続けられているのかどうかというところが気になっておりました。たしか、大分前ですが、小学校で天井かなんかに上った子供が落ちこちて事故があったような記憶があるんでありますけれども、そういう部分での体育の授業だけじゃな

くて、今は体育館は生涯学習の場としても使われているわけでありますので、その辺の安全管理もお願いしたいなと思います。

それから、吉岡小学校もそうですが、小野小学校も児童・生徒がふえているんです。それに伴って、いろいろな体育関連の器具とか備品とかが大分ふえております。そういう意味では、器具庫がかなり手狭になっていると。ほかの状況を見ても、器具庫そのものは学校の規模にかかわらず面積がほとんど同じぐらいしかないという状況かなと思うんであります。そういう意味で、非常口にそういう備品が置いてあったりする状況も見受けられましたので、その辺の対策についてお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

学校の施設の管理といいますか、主に体育施設の話なんです、新聞で死亡事故に遭った1件がありましたので、私自身も各学校を歩いてみました。それで、確認したのは、サッカーゴールの金具での固定状況です。学校には、すぐに問い合わせを出して本数を報告願ったんですが、目で見ないと正しく本数が打たれてあるかどうかわかりませんので、見てまいりました。また、体育館にも中に入ったり、あるいは状況の把握あるいは支障について教頭、校長から話を聞いてまいりました。

まず、さきに申しました固定具の関係なんです、やはり1本で固定している学校、5本で固定している学校があるんです。サッカーゴールのサイズがありますので、それは本数にはそれを支えるだけの強度があればいいと思いますが、やはり学校によっては3本でも足りないので2本追加しましたということをしている学校と、1本そのままの学校があるんです。そこについては、すぐに教育委員会からカタログを送って、補強しなさいということで指示はしてあります。

体育館につきましては、議員さんがおっしゃった器具庫の関係は確かにございます。小野小を確認しましたら、何とか器具庫におさまっていますという話がありました。あと、吉岡小については、フロアーの隅に飛び箱が置いてある状況があります。あるいは、学校によってはバスケットのゴールが移動式ということで隅に置いてある、どうしても器具庫に入りませんので、高さがあるもので、その場合には、周辺を安全のマットで囲ったり、あるいは移動しないようにトラロープで固定してある状況でありました。吉岡につきましても、子供たちが上がるような状況もなく、指導どおり行っ



ていますと話があります。

あと、摩耗状況についてなんですが、これも特に吉岡については大分乾燥状態なんです。随分前に天井から穴を打ったという状況があった時期があって、現在はすっかり直して戻っておりませんので、その影響か、やはり乾きが早いようなんです。私が行ったときは、6年生を送る会の後なのできれいに光っておりました。

そういう状況で、学校については各校長、教頭が教員に指示しながら安全管理に努めている状況がありますが、今後も自分の足で確認しながら指示したいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

最後に、そういうことでぜひ安全管理には万全を期していただきたいなと思います。体育館の床については、吉田のバレーボールをしている子がスライディングしてけがをした、要するに床が剥がれるというか、そういう状態になって、そういうこともありますので、十分注意していただきたいと思います。

そういう意味では、総合教育会議という機関も設置されましたので、ぜひ、その中でそういう安全対策も含めて学校のそういう整備等についての議論もしていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は午後1時とします。

午前 11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

14番高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

けさ、私が議会に出てきたときに、会った人から、高平議員、一般質問やる気満々ですね、赤いネクタイしてきてと言われたんですけども、誤解のないようにお話しさせていただきますけれども、実は、私は節目の年を迎えまして、体に赤い物を身につけるといいという年齢になったものですから、これまで同様あるいはこれまで以上に皆様に優しくしていただきたいということで赤い物をつけてまいりましたので、ぜひ優しくしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、一般質問させていただきます。

ふるさと納税についてお尋ねします。

ふるさと納税は、議会からの提言もありまして、遠く、近くに住んでいるにかかわらず、ふるさと大和を応援していただきたいと、応援したいという思いを持っておられる方々にふるさと大和町を応援していただく制度として、昨年からは実施されております。当時、納税の本来目的に照らし制度導入に慎重であったと私は感じたんですけども、実施してから1年が過ぎましたので、現在の状況をどのように評価しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

一方で、余りにも返礼品にかけるお金が高過ぎて、せっかくの寄附の趣旨が生かされていないなどの弊害を指摘されております。総務省は、本来の制度の趣旨に従ったものになれるように網羅的に課題を洗い出して改善したいと検討を求めておられますが、影響はいかがなんでしょうか。

今後、さらに大和町を応援してくださる全国の皆様にご支持いただき、ふるさと寄附金の収納拡大が見込める返礼品メニューが必要とも思いますが、ご検討されているのか、お尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ふるさと納税につきましてのご質問でございました。

議会からもご提言をいただきまして、平成28年4月よりふるさと納税をいただきま

した方々に大和町を代表します農産物でありますひとめぼれやササニシキなどの米や仙台牛の牛肉などを返礼品としてお送りしてまいりました。あわせまして、インターネットのふるさと納税ポータルサイトに記事を掲載しまして、全国から寄附を募ってまいりました。

2月17日現在の寄附申し出数は1,314名、申し出金総額は2,863万3,729円、うち収納済み件数が1,281件、2,777万3,729円となっており、平成27年度の19件、163万円と比較しまして、件数で69倍、金額にしまして17倍もの伸びとなっております。

返礼品の希望では、お米が47%の598件を占めておりまして、次いで牛肉が16%、210件、清酒とかまぼこがそれぞれ10%、130件ほどで続いております。そのほかとしましては、機械工具、イワナの加工品、キノコ類、陶芸品などをお送りしており、返礼品不要との申し出は5件だけとなっております。

納税本来の目的と同時に、納税者の方々の返礼品への関心、期待の大きさと大和町への関心が相まっての伸びであると評価しているところであります。

一方で、大和町の町民が他の団体へ寄付している件数につきましては、税の資料からの推測になりますが、平成27年中の寄附金総額で149件、1,011万2,850円となっており、昨年度では、いただきました寄附金額以上に他の団体へ寄付されている状況であります。今年度におきましては、制度の普及・浸透とともに、さらに増大するものと推測しております。

本町の返礼品事務につきましては、職員が主体となって返礼品の配送の事務を行い、実際の発送はそれぞれの生産者や会社団体等から直送の形をとっております。

2月17日現在での返礼品の代金、運送費用、ポータルサイトの利用料、そしてクレジットカード決済の手数料の合計は、1,238万630円で、寄附金額に対します割合は44.6%となっております。

返礼品発送の業務を受託する業者からの資料や多額の寄附金額となっている自治体の情報を見ますと、経費の割合が70%を超えている団体も数多く存在すると聞いております。しかし、寄附の件数が今年度の実績を上回る状況となる場合には、パート職員の雇用や一部業務の委託等もせざるを得ない状況となるのではないかと推測しております。

去る2月14日には、高市総務大臣は、ふるさと納税につきまして、地域団体間の競争の過熱や制度の趣旨に沿わない返礼品について問題視し、平成28年4月の総務省通知に照らして、不適切な事例については個別団体へ改善の働きかけを強化するとの発表がございました。

本町におきましては、立地企業の製品で機械工具との認識で返礼品としていたものが家電製品であるとされ、返礼品にふさわしくないことからポータルサイトからの掲載を削除した製品があります。この製品につきましては、大和町のホームページでは機械工具として返礼品として提供を行ってまいりましたが、要請があった場合には返礼品から取り下げることにも必要になると認識しております。この製品の返礼品の全体での割合は7%、86件でありますので影響がないわけではありませんが、取り下げもやむなしと考えております。全国からご支援いただきます納税者の皆様のご希望にお応えできますように、返礼品につきましては、産業振興課、商工会、観光物産協会などと情報交換して新しい返礼品の開拓を随時行っているところでございます。

今年度は、水稻生産組合よりつや姫の申し出がありましたので、協議の上、返礼品に採用させていただき、多くの送付希望をいただいていたところであります。そのほか、インターネット販売のみの食肉加工製品や町内産米を原料とした甘酒等の提案がありますので、協議、検討している状況でございます。

あわせて、ポータルサイトで発行しております専門雑誌への有料広告記事の掲載も新年度において実施して、別の媒体においても大和町をアピールしてまいりたいと考えております。また、返礼品の生産者、製作者が見える、リピーターとして生産者と直接取引ができるようなチラシなどの同梱も進めてまいりたいと考えております。直接取引での売上が伸びることにより、経済効果が期待でき、本来の税収にもプラスに働くものと考えております。

そのほかといたしましては、全国の大和の自治体、旧まほろばサミットの構成市町村より返礼品の相互交換の取り扱いはできないものかとの打診も来ておりますので、効果的に運用してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

1年たってみて一定の評価をしているというご答弁をいただいたんですが、これは今後も寄附金が集まりやすいような環境をどんどん整えていくと、そういう方向性に進むんだという理解でよろしいのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
今、一定の評価ということで、こういった件数、実績がございます。環境を整えるということで、いい方向の環境を整えていくということ、ただ国の指導とかといったこともありますので、それらについては、そういったものにも対応しながらの、よりよい、みんなに利用してもらえそうな方向で今進めているところです。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

正式に始める以前の数字、27年度の数字を出していただいて、単純に163万円の寄附金があって、逆に大和町の住民がほかの自治体へは1,010万円ほど寄附をされたということを述べられております。単純に、これを精算すると847万円ほどの流出超過という状況、簡単な言葉でいうと、収支からすると赤字という状況だと思います。ことしについては、拡大の傾向にあるというお話のようですが、ことしの数字が具体的に出る時期というのはいつごろになるのでしょうか。

それと、赤字はやっぱりよろしくはないのではないかと思います、そのためには、やっぱり寄附していただく機会をふやさなきゃならないと、要するに魅力を上げていかなきゃならないということにつながると思うんですが、その点についてお尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
現在、今年度の結果、大和町の人が寄附したというものにつきまは、6月ごろの数字で出てくるということになります。それで、先ほど1年前という話になりました。それから、赤字という言い方があれなのか、差額です。確かに、そういうことにはなるんだと思っています。一番最初のスタートでは、こういう形ではなく、いわゆる

地方に出ている人が地元をお手伝いしようという形で始まった納税だと思っておりますが、その後、システムが変わったとか考え方が変わったといえますか、そういう形でございます。したがって、町としまして、そういった形に方向を切りかえてスタートしているということでございます。

おっしゃるとおり、何ぼもらったから何ぼという話というものもあれなんですけれども、少なくともそういったものについては、プラスマイナスというものがあるものですから、できるだけ差額がないように、あるいはもらうものを多くするという努力はしていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今、お話あったように、結局、いただく一方ではなくて、町民の方々が他の自治体に寄附をふやしているという現実を見ると、どうしても収支も気になりますし、今後は収入増加をやっぱり検討せざるを得ないというのは当然の流れだと思います。それに対する対策とか対応とか、魅力のある……。魅力があるというのは、必ずしも返礼品を豪華にするだとかということではなくて、一方でいただいた7割も予算経費をかけて返礼するというのもう行き過ぎの最たるものだと私は思います。実際にまちに使えるものが3割になってしまうというのは、それこそ制度を履き違えているのかなという思いもしますから、節度のある、大和町の場合は44%程度ということですので、その中では有効に活用できるのかなとは思いますが、そういった制約のある中で、急に特産品がふえるわけでもない中で、どういう戦略を持って寄附の増収につなげるとお考えなのか、お聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、特産品が急にふえるということはないわけですし、特産品以外のものでもというのいかなものかということもあります。やはり、特産品をやることによって、地元のそういったものがありますよということを知ってもらうとか、あ

るいは返礼費でやって、リターンの人が来て、また次につながっていくとかで産地が潤うとか、そういったことがまず1つあるんだと思っておりますが、それ以上のものというとなかなかないとか、特産がそんなどンドン出てくるわけではないわけですので、それで、さっきお話しましたけれども、例えば、他町村、昔のまほろばサミットといったところと連携してということも1つの方法だと思います。ただ、これも自分のところではない話になってしまいますので、どこまでこれをやっていくかというのは、おっしゃるとおり節度あるという部分が非常に大事なところになってきます。ただ、方法の1つとしてはそういうこともあるんだろうと。

あと、それから、例えば、これはまだまだやっているわけではないんですけども、ある事業に対しての町でこういうことをやりたいとかといったものに対しての応援とか、学校を直すためとか自分の母校を直すためとか、そういった案も出ているところがございますが、そういった方法もあるんだろうと思います。

まだ具体的にこうやるとなっているわけではないものですが、そういった方法で、物だけではなくて気持ちに訴えとか、きれいごとかもしれませんが、そういったこともあってもいいのかなと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

まほろばサミットの他の自治体との総合協定といったものも今後検討されるということなんですが、そういった場合の返礼品の取り扱いだとか手数料だとか、そういったものの取り決めだとかなんとかということまで具体的に検討されているだとか、そういうことではないということでは理解してよろしいのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、具体的にどういった商品で、あるいはどういった手続でというか、そういったところまでは至っておりません。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それと、趣旨に賛同していただいた寄附をというお話もありました。大和町のふるさと納税の基本的なスタンスとして、ふるさと大和町のためにという趣旨を掲げておられますけれども、昨年、これだけの寄附約2,800万円をいただいた中で、そういった思いが通じるような寄附、いってみれば大和町にゆかりのある方からの頑張れ大和町という形での寄附というのは幾らほどあったのか、お分かりでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

頑張れ大和町ということですが、寄附を募る際にどういったものに利用したらいいですかというか、寄附される方の気持ちといった問いかけはしているところでございます。例えば、自然が豊かで人と産業が元気なまちづくりに関する事業とか、あとは子供、高齢者に対する事業とか安全で快適な事業と、あと特別そういうのはありませんよという、そういう中でいろいろな件数はあるのですけれども、例えば、1,300件近くある中で、自然が豊かな産業と町が元気になるというような、大きなくくりにはなりますけれども、そういったものに約300件弱。それから、子供、高齢者の方々に対してというものにつきまして350件強。それから、安全なまちづくりというものにつきましては100件弱。あと、特別指定がないのが500件強ぐらいという、そういった大きなくくりでのものはございます。そのほか、例えば、これにとかというもっと細やかなものについてはないということです。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

今のお答えの中で、目的ごとというのはわかったんですが、寄附していただく方が大和町にご縁があるなしというのはいかがですか。



議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
そこまでは、直接具体のはわかりかねます。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

そこなんですけれども、大和町にゆかりのある方にとって、ぜひ大和町に寄附したいというメニューにまだ成熟していないんじゃないかなと思うんです。

例えば、こういう時代ですから、年老いたご両親が大和町、自分も大和町出身だと。実家だけじゃなくて代々大和町で暮らしてきたという方も当然いっぱいいらっしゃるだろうと思うんですが、そういった方々が、例えば、年老いたお年寄りにかわって、あるいは亡くなった実家のお墓の掃除を寄附した場合にはしてさしあげますとか、あるいは、年老いたご両親がいらっしゃるご家庭には、帰ってこれない寄附者にかわって簡単な軽作業とか庭の草取りをしてあげますよとか、あるいはヘルパーとは違いますから、そういう介護保険とは一線を画した軽サービス、話相手をしてあげるだとか、そういったことをメニューの中に加えて、要するに、大和町にぜひ寄附したいという方が明確に見えるというか、縁もゆかりもない方に商品をお届けするというのではなくて、それも物ではなくてソフトとして、そういったものを提供するということも、後は魅力のある提供サービスになるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
今、お話のような件も確かにすごくいいアイデアだと思います。先ほど申しましたけれども、例えば、学校の校舎の屋根を直すとか、自分の母校に対してとか、そうい

ったやり方もあるのではないかといろいろ検討はしているところでございます。今、おっしゃったように、ソフトというのか何ていいますか、形で送るのではなくてそういったサービスも1つの考え方としてはあるのだろうと思います。どの程度までやれるかという範囲というのもあるとは思いますが、これからふるさと納税についてはいろいろなやり方が出てくるんだと思っておりますし、確かに品物だけではある程度限界に来ている状態なんだと思っておりますし、換金性のある物はだめだとか、確かにそういうことはあると思っております。

ですから、今後、ふるさと納税というやり方が続くのかどうかとしても、やり方については、今お話のようなサービス、ほかでいろいろやってきているところもあるようには聞いておりますけれども、そういったサービスのあり方も今後いろいろ検討されていくような気はいたしております。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今、一例に挙げましたように、形としてお返しするというのではなくて、心に対するケアといったことをメニューの中に入れるということで、さらにふるさと大和町というものがクローズアップされるということは1つの手法かなとも思います。そのほかのアイデアもいろいろあるんだろうと思いますから、ぜひ検討していただければなと思います。

例えば、先ほどの話であれば、ふるさとで暮らす親や家族に思いが届く返礼品ということで、ふるさとのお墓の清掃サービスということで行っている事例もあります。また、返礼品で親の家事代行ということで、これはいずれのメニューもご当地のシルバー人材センターのパワーをおかりして、シルバー人材センターからお墓のお掃除のサービス券を寄附者に提供して、それを利用していただくということで直接シルバー人材センターとの打ち合わせを重ねてサービスを実行するという形で、家事サービスは2回のサービス券がついていて、おおむね2時間程度の軽微な家事援助をされるということで、いずれもその自治体では大体人件費換算でいうと寄附額の3割程度ということですから、これも現在大和町で行っているサービスより費用負担が少なくてやっているという状況のようであります。

いろいろこういう時代ですから、参考になるような案件がいっぱいあると思います

から、ぜひ検討いただきたいと思います。それについての考え方をお聞かせいただきたいのと、もう一つ、先ほどご答弁の中にあつた、なかなか返礼品を一気にふやすだとか、寄附をいただくために魅力的なものをバラエティーにラインナップするというのは難しいですね。お話のあつたようなまほろばサミットでご一緒された方というようなところと今後検討したいというお話なんですけれども、私は、ここでご提言をしたいんです。

静岡県の湖西市、大和町と災害協定を結んでいらっしゃいます。昨年の3月でしたか、ご縁があつて、婦人消防隊の全国大会での1位、2位というご縁、プライムアースEVエナジーの立地自治体としてのご縁といったことで、非常に友好的に提携をされたように伺っております。

そのふるさと納税のメニューを見てみました。静岡県浜名湖というとウナギの名産地なんです。非常に魅力的なものがいっぱいあるんです、そこは。よくよく考えてみると、大和町の立地とは違って、もう海も目の前で、そういうウナギの産地の浜名湖だとかといったところもあつて、大和町のラインナップとは全く被らないといつていいほど商品群が違うんです。

それで、先ほど言ったように、ほかの自治体では既に提携して、そういう自分のところの不足しているメニューをそういった手法で相互提供しているという事例がやっぱり出てきておりますので、一度ごらんになってください。本当に素晴らしいカタログも出していますし、こんなにいい協定を結んでいらっしゃる自治体であれば放っておく手はないなと思います。ぜひ、早急な交渉に入られてはいかがかということで提言します。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ふるさと納税に対するソフトのサービスといいますか、例えば、ふるさとで暮らす親御さんたちに届くサービスといったものは、先ほどお話のとおり、そういったのもある方法の1つとして、お墓清掃なんていうのは非常にみんな期待するような気がしますけれども、そういった方法もいろいろあると思っております。うちのシルバーさんもおいででございますし、どういったサービスならできるのかといったことはいろいろ今後検討を考えてまいりたいと思います。

また、湖西市につきましてはそのとおりだと思います。この間も、豊田佐吉翁の生誕150周年、私は行けませんでしたので副町長に行ってもらって参加してまいりました。市長さんも新しく変わられて、随分変わってきてはおりますけれども、確かにおっしゃるとおりいろいろながあるところで、湖あり海ありということです。せっかくのおつき合いもしているところでございますので、そういった意味では、先ほどのまほろばサミットのみならず、そういった関係のゆかりのある方々とお互いに交換とかいったことは、こればかりではなくていろいろな効果が出てくると思いますので、今後、そういったところともいろいろ話し合いをしてみたいと思います。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

検討していただくように提言しましたので、ぜひ検討を進めていただきたいですが、前に戻って、6月に出た28年度収支が赤字だったということだと、やっぱりこれは急がなきゃならないということになりますので、いずれメニューの中に、魅力があつて経費が少なくて寄附する人たちの心にも訴えることができるというような、要するに大和町独自のそういう制度に仕上げて、寄附する人たちの目を楽しませて心を満たしていただくということを、時間をかけずにやれるところからきちっと進めていただくように強く期待します。

じゃあ、次の質問に入ります。

吉岡小学校整備計画についてということでお尋ねします。

施政方針には、吉岡小学校の耐力度調査の結果を受けて整備計画を策定するとされております。出た結果をお示しいただいた上で、町としての基本方針をお示しいただきたいと。

現在地は、都市計画マスタープラン上での教育拠点に位置づけられ、隣接するにぎわい交流拠点、中心市街地との密接にかかわる核施設ですが、当地での整備が基本だと私は思いますが、町としての見解をお尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、吉岡小学校の整備計画についてお答えしたいと思います。

吉岡小学校は、昭和46年に普通教室や職員室が整備されている南校舎、48年に北側に位置します特別教室棟2棟と屋内運動場を建築しまして、平成9年、10年に耐震診断の結果を受けて、耐震補強を含む大規模改修工事を実施いたしております。現在、建築から40年以上経過していること、また大きな地震を幾度となく受けていることも起因し、学校と連携しながら改修や改善を行い、施設の維持に努めているところでございます。

平成28年度におきまして、平成17年度に建築しました西校舎を除き、現状を把握するために南校舎、東側でございます特別教室棟、西側、屋内運動場と、それぞれ耐力度調査を実施いたしました。

耐力度調査は、現時点での性能を評価する構造耐力、これ100点満点でございますが、また築年数や建物の老朽度合いを評価する健全度、これも100点満点でございます。そして、立地環境等から評価する立地条件、これは計数が1.0から0.82、今回の調査計数は0.92でございますが、この数値を常時耐力度点数の1万点満点で評価し、4,500点が目安となります。

調査の結果、構造体として保有する耐力を示す構造体耐力は、4棟全て97点と高い評価となりました。健全度につきましては、建築時から経過年数が築45年を経過する建物は残存率の評価が0点となります。これは40点満点ですが、0点となりまして、南校舎は43点、特別教室の東側は48点、特別教室の西側が54点、屋内運動場棟が46点となりました。それぞれから計算した耐力度点数は、南校舎棟3,837点、特別教室棟東側4,285点、特別教室棟西側4,819点、屋内運動場棟4,105点となっております。さきにご説明申し上げたとおり、現時点で構造耐力に不足が生じているものではなく、コンクリート強度におきましても基準値を上回っている状況でございます。

平成22年9月に策定されました大和町都市計画マスタープラン上の地域別構想の中で、このエリアは、中央部地域における教育拠点という位置づけがされております。また、大和町第四次総合計画においては、豊かな心を育む学習のまちづくりとの基本方針もあることから、子供たちにとってよりよい環境整備を図ることを目的に、今後、平成28年度に実施した耐力度調査の結果を受け、これからの整備手法について調査検討して取り組んでまいります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

今、耐力度調査の結果をお教えいただいたわけでありますが、これはおおむね問題なしと、大きいくりでいうと耐力度調査上では問題のない範囲だということで理解してよろしいでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほど申しました1万点満点で4,500点を一応目安にするということでございます。実際、点数的には3,800点から4,800点という幅でございます。

ただ、先ほど申しましたとおり数値の中の健全度という部分で、これは経過年数が40年を過ぎると0点になるという部分が非常に大きなウェートを占めております。その部分で点数が下がっているということございまして、いってみれば、見た目が悪いといえますか、亀裂が入ったとかという状況にはあるのですが、おっしゃるとおり耐力度の構造とかといったものについては97点ということでございますので、修繕する部分はもちろん必要なんですけれども、今の段階で大変危険だとかいう状況ではないと認識しております。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

わかりました。

それで、現時点では、大きな問題点は見当たらなかったということだろうと思いますが、その上に立って、今年度に吉岡小学校の整備計画を立てるということを実行するわけですね。ということは、今、お話をいただいたもの以外にも、吉岡小学校を整備する方向で検討を始めなきゃならないという課題があるという理解でよろしいん

ですか。もし、それで課題があるとすればどういったことが想定されるのか、それを補うために検討するのか、という今のことについてお尋ねします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、耐力度調査以外で大きな課題があるのかということでございますけれども、大きな課題は特別ないといえますか、人数の問題とかについて、教室の数とかもあるわけでございますが、現在の人数であればといえますか、今、想定できる範囲内の将来予測の中では、教室等につきましても不足するとかという状況にはないと思います。

ただ、今回やっているということにつきましては、耐力度調査を今文科省でこれはやるようにという、整備をするに当たって、そういった指導もあつての計画調査をしているところでございますが、こういった経過が出て、そして少なくとも健全化とかはいいにしても、悪いところもあつたわけでございます。

40年経過しているということもございまして、大規模改造はしておりますけれども、40年経過しているということでございますので、今後、これを受けて修理をやったほうがいいのか、あるいは何年後かには、それよりも例えば建てかえをしたほうがいいのか、そういったこともいろいろ検討するこれからの材料はできているんですけども、そういったもう少し具体のものについて今回調べるという考え方で、急いでどうのこうのしなきゃいけないという喫緊に危険だから直さなきゃいけないとか、教室が足りなくなるからこうしなきゃならないという状況ではないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今のお答えの中にもございましたけれども、児童数の問題もありますけれどもという一文がございました。建物については直近ではそう課題は出ないだろうという判断のものの中で、今後のあり方を考えていくための調査だったんだというお話ですけども、私は、もう少し具体的に、町としてこの調査をするに当たっても、あるいはこれまでの経過についても、基礎的なところは当然つかんでいらっしゃるわけですので、

やっぱり今後計画をつくるということであれば、もう少し具体的な町としての基本的な考え方、先ほどお話があったように建てかえるのかとか、あるいはまた増築するのかとか、あるいは場所が今の場所でいいのかとか、あるいは手狭だったらばほかに行かなきゃならないのかとか、そういうさまざまな選択肢のある中から、やっぱりある程度の囲いのものにした上で、いわゆる検討をしていくということが必要なのではないかと思うわけであります。

そこで、先ほど前段で申し上げた児童数の将来数といったものはどのように捉えていらっしゃるのか、お聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

児童数につきましては、先ほど申しました現段階で想定している数字については、教室等は間に合うということですが、具体的には教育総務課から説明いたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長佐藤三和子さん。

教育総務課長 （佐藤三和子君）

それでは、ただいまの高平議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

大和町の児童数の調査についてになりますけれども、29年度で大体756人から、これから現在吉岡に産まれている方で、30年度に789人、31年度が819人、32年度が849人、33年が909人、平成34年が943人、現在ゼロ歳でちょうど学校に入るのが平成35年で944人がまだこれから、もうちょっと出生になると思うんですけれども、もう前年を超えていまして944人。それ以降はまだ産まれていませんので、大体このぐらいの予想をつけております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。



1 4 番 (高平聡雄君)

一番最初の数字は何人でしたっけ。750人ちょっとということですよ。ゼロ歳児が940名ということで、180人から200人ぐらいふえるという想定ですよ。先ほど、町長が申された、それでも教室数は、今から6年後ということですよ、それでも足りるんですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今の数字の中で、計算上は足りるということで教育委員会から来ております。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

じゃあ、現場の方から本当に足りるのか、もう一度聞かせてください。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、現時点の推移に合わせたクラスですけれども、現時点で0歳児944名の35年は28クラスが一緒になります。現在、28クラスは確保できておりますので、可能だとなります。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これは、時間もないから余り詳しいところまではいっていませんけれども、普通教

室の利用で、例えば、他の特別教室なりほかの部屋なりを使わなくても大丈夫だという理解でよろしいかだけお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）  
それでは、お答えします。  
通常教室28クラスを予定しまして、それ以外に特別支援教室としまして4教室が別に確保できます。  
以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）  
じゃあ、当面、先6年間ぐらいは見通せるということなわけですね。わかりました。  
それをもって、しかし、40年を超えているということで、やっぱりさまざまな要素の中で老朽化というのは当然今後1年といわずにさまざまな影響を及ぼすのではないだろうかと思いますし、さらにはここまでの吉岡小学校の歴史を見ると、いってみれば足りないところを補って補ってということで、敷地の中に分散して教室をふやしてきたという現実もあるわけです。今後に備えるといった場合に、やっぱり十分な対応ができることを前提に計画をしなければならぬだろうし、特にあそこの部分については申しあげましたとおり、マスタープランの中で教育施設拠点という位置づけもされております。

そういった中で、具体的に検討していくということであれば、具体的にというか今後詰めていくということであれば、あそこでの増築あるいは新築あるいは改築になるんですか、そういったことも含めて、場所はあの場所で固定するという基本的な考え方がありべきだろうと私は思うんですが、町長の見解をお尋ねします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

プラン上、基本的な考え方として位置づけがされております。改築とかであればそういうことも可能なのかもしれませんが、例えば、増築となった場合に、今の場所でもいいかどうかというのは、そこまではまだまだわからない状況でございます。

ですから、あの場所で固定という考え方は、基本的にはまちづくりの基本にはあるところでございますけれども、そういった建物はどういうものが必要になってくるかといったことについても、今回の調査の中で計画を考えていくといいますか、そういったものを含めて考えていくということでございますので、そういうことで、そうではないとかということではなくて、今の状況でやれるのかどうか、あるいは言ったとおり新たにつくるとした場合、もっと今キャパがぎりぎりという状況でございますので、そういったものでいいのかということも含めての調査研究となっていくと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

私が申し上げたいのは、都市マスの位置づけというか考え方というか、万が一、今回の検討を始めた先にある答えの中に、教育拠点という位置づけを、極論でいうと変える必要があるだとか、要するに、今お話のあったようにもうスペース的に無理だから別の立地も考えなきゃいけないなという答えが導かれるとすると、考え方としては都市計画マスタープランの教育拠点エリアを外すと、移動するという考え方に立つこともあるという理解でよろしいんですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的に、マスタープランでやっていますので、基本はその基本でございます。ですから、その中で、そういう動きができるのかどうかということですね、計画の枠の中で。その辺の確認といったら変ですけれども、そういったことも含めてやらなけれ

ば。まちづくりはマスタープランが基本ということは、もちろんそうでございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

マスタープランが基本だということを確認させていただきました。要するに、マスタープランというのは、改めてご紹介いただければいいんでしょうけれども、位置づけとすれば、町の基本構想といった中での都市計画マスタープランという位置づけだと思います。基本構想ということは、議会も当然絡んで、それを承認して実行するというのを議会も承認したりしているわけです。ですから、マスタープランの変更ということになれば、基本構想も含めて変更しなきゃならないということにもとれるわけです、考え方として。

ですから、私としては、議会が絡んで、何か今の答えを見ますと平成22年9月ということですから、制定してからもう7年ぐらいたっているということではありますけれども、基本的にはそれを変えるということは原則ないんだという前提で進めるべき計画だと思いますので、マスタープランに沿った教育拠点としての位置づけを十分に配慮した計画を今後つくっていただいて、お示しいただきたいなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的には、マスタープランというのはそういう形でございます。計画ですので、これはいつまでもそのままであるというものでもないんだと思います。したがって、変えるとかなんとかではなくて、もし変えるというものになったとすれば、当然、議会の皆さん方にご説明してご理解をもらってというのが基本でございますので、これを変えるとかなんとかという話ではなくて考え方です。そういうことですので、その辺につきましては、当然、議会の皆さんのご了解をいただくということも大事だと思っています。

基本ですから、そんな変えるわけではなく、ただ、このことに限らず、世の中ずつと動いている状況もありますから、やっぱりそういったところで計画が少し変わると

いうことだって、このことではなくて、いろいろなことでそういうケースも全くないとは思えませんから、そういった場合には、当然、議会の皆さん方からご意見を頂戴しながら計画のそういった進め方、考え方はやっていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

私は、今の点についてはちょっと考え方を持っていて、先ほども申し上げましたように、基本構想あるいは第四次基本計画もそうですけれども、議会が議決しているんです。それを変えるということになれば、それは第四次計画が第五次計画になるのと同じく、そういう中で判断されるべきもので、それに付随した都市計画マスタープランが今おっしゃられたような中で、個別具体のものだけで変えなきゃならないというものではない。それはもう町の全体計画の中で位置づけられたもののエリアなんだという認識を私は持っております。

では、もう一度、その点についてお答えをください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

計画の持つ考え方ということで、基本はそうだと思っています。それは全くそのとおり、議会の承認をもらってやっているわけですから。ですから、それは基本だと思っております。そういうことです。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

先ほども申し上げましたように、前段としてお話しさせていただいたように、あそこの場所で、ぜひ、よりすばらしい小学校が建設されることを切に願っておりますので、ぜひ基本の姿勢をもう少し明確にさせていただいた中で、計画づくりを進めていた

だきたいということを申し上げて、私の一般質問を終結します。

議長（馬場久雄君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

それでは、通告書に従いまして3件9要旨質問させていただきたいと思います。

まず1件目であります。市街化調整区域の見直しが必要では。

仙塩広域都市計画の第7回の定期見直しに向け、ことし3月編入要望する地区を県に提出する時期が来ております。本町として、この見直しに際しどのように取り組むのか、町長の所見をお伺いしたいと思います。

まず、1、編入要望地区に関する県から町への方針はあるのか。また、今後のスケジュールは。

2、編入要望地区に関する町から県にどのような要望をする考えか。

3、平成13年5月の仙塩広域都市計画見直し以来、本町の市街化調整区域は見直されていない。見直しをする必要があると考えるが、どのように考えておられるのか、町長のご所見をお伺いします。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、本町の都市計画区域につきましては、昭和45年8月に仙塩広域都市計画区域、これは大和町含みます仙台、塩竈などの現在の11市町村に編入されたことによりまして、本町の都市計画区域が1,550ヘクタールから5,321ヘクタールへと拡大して、高度経済成長を背景に工業団地の造成や宅地造成などさまざまな都市開発事業が行われ、現在にいたっております。

現在の本町の都市計画区域の面積、これは市街化区域と調整区域の面積の合計でございますが、これは6,190ヘクタールで、昭和48年から現在まで変更はない状況でございます。

初めに、編入要望地区に関する県から町への方針はあるのか。また、今後のスケジュールはについてであります。仙塩広域都市計画の見直しは、昭和45年の当初決定からおおむね7年ごとに行われ、直近では平成22年に第6回見直しが行われております。

ことし2月2日に仙塩広域都市計画担当課長会議におきまして、7回目となる今回の見直しに関する県の基本的な方針が示されております。その方針は、将来、確実に到来する人口減少に伴い、新規の宅地造成に対する人口フレームを見出すことは難しく、人口フレームは沿岸部の市街化調整区域で整備済みの震災復興住宅に優先的に充てること。市街化区域編入を要望する地区については、いわゆる即時編入地区、これはすぐに事業化が見込める地区でございますが、即時編入地区と同程度の事業計画の熟度を持っていることとしておりまして、個々の市町村への個別具体的な方針は示されておられません。

今後の予定といたしましては、ことし3月に市町村ごとに編入要望地区のヒアリングを行い、7月に編入要望地区の絞り込みをした後、国との協議等を経て、平成30年8月ごろに決定というスケジュールが県から示されております。

次に、編入要望地区に関する町から県にどのような要望をする考えかについてであります。本町としては、将来市街化を想定する地域として、大和町都市計画マスタープランに搭載している中から、県の考え方を踏まえて市街化区域編入を要望してまいりたいと考えております。

最後に、平成13年5月の仙塩広域都市計画見直し以来、本町の市街化調整区域は見直されていない。見直しを検討する必要があると考えるが、どのように考えているのかについてでございますが、平成13年5月の見直しは、土地区画整理事業の施工に伴い、市街化調整区域の一部を市街化区域に編入したものでございます。

仙塩広域都市計画は、区域内市町村のスプロール化、これは虫食い状態といいますが、スプロール化を抑制し、計画的な市街地形成を図るために設定されているものでございます。市街化調整区域を含めた仙塩広域都市計画区域の考え方につきましては、宮城県が直近の国勢調査等のデータから線引き見直しの検討、判断を行っているところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

まず初めに、ことしの仙塩広域都市計画の第7回の見直しというところでまず確認させていただきたいと思います。

初回、昭和45年に制定されて、その後、昭和52年、59年、平成3年、平成9年、平成16年、平成22年、これに次ぐ平成30年度の変更に携わる動きであり、今年度の動きというのが、平成30年、ことしが29年になるわけでありますけれども、今後の7年または10年以降にまちづくりにかかわる非常に重要な年になるという認識でおりますが、まず町長も同じ認識でいらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

見直しが7年に1回ということやってきております。そういった意味では、重要な時期といえますか、そういったものほどの町村にとっても重要な時期、大和町にとってももちろん重要な時期だと思っています。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

そこで、これまでのさまざま見直しをされてきた実績も確認させていただきました。



今の場所に大和署が移った計画及び工業団地の造成が昭和59年に行われて、その際の編入及び吉岡の東もみじヶ丘、天皇寺であるとか、あと明通でありますとか、さまざまマスタープランにももちろん入れられた計画であり、前に上位の国土利用計画とも合っていないんじゃないお話であり、さらに県の計画にも合っていないんじゃない。さらには、町のマスタープランのもとになる総合計画にまず合致していなければ、市町村としてもなかなか提案すらもちろん受けて入れてもらえないようなお話になるかと思えます。

これまで、昭和59年以降変遷されてきたものの計画の中で、町が主体として具体的に仙塩広域都市計画の見直しを申し出て実施した事業がどれで何個あって、あと県からの指導で行われたものがどの程度あったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでの変遷と申しますか経緯ということでございますので、担当課長より説明申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それでは、今までの都市計画の変遷について多少説明したいと思います。

その中で、県の主導と町が特にと申しますけれども、まず県につきまして、北部中核工業団地等については県と公団が主体となって町が陳情した形で、主に県と国で主体的に行われているものでございます。

それから、それに伴いますいわゆる住宅団地につきましては、職住近接のまちということがございまして、特に住宅団地の開発については町が主体的に各見直しのときに手を挙げて要望している地区でございまして、事業化が整い次第、市街化区域に編入されたという状況で、戸数については、そういった概要ですので何件という発言はできないんですけれども、このような状況でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

これまでの変遷をお伺いいたしました。県が主導されたものと町が主体的に手を挙げて実行されていったものとある中身はわかりました。

今回の計画の決定の見直しの手続としてなんですけれども、市町村が原案を作成する場合の手法として、条例の大和町地区計画等の案の作成手続に関する条例ということで、都市計画法にのっとった形で公聴会等ができる条例ができておりますけれども、さまざま自主的に職住近接の団地であるとかという話の中で、こういった手続をやはり踏まれて実行された事業であったのかどうかをまずお聞かせいただきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでやってきた経緯の中でそういうことをやってきたかということだと思えます。やってきたと思えますけれども、その後は、それも担当課からします。

議 長 （馬場久雄君）  
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それでは、お答えいたします。

地区計画につきましては、いわゆる市街化区域編入後において虫食い状態の建築規制とかといったものを制限するために地区計画というのは設けられてございます。大和町におきましては、南富吉区画整理事業、それから大和インター、吉岡南第二といったところで、いわゆる建築物の整合性とか、あと町並み形成ということで地区計画が定められております。

ただし、以前の都市計画においては地区計画を設定していないという状況がござい

まして、地区計画を設定する際には、当然、公聴会、説明会を開催してございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

これまでの開発における変遷も確認させていただいた上で、正攻法でももちろん公聴会を開かれて、開かれた住民の方の行政参加という意味もあって、そうやって公聴会もやられていたということでは理解させていただきました。

これからなのでありますが、やはりおおむね7年に1回という計画の見直しのテーブルで、本日の一般質問、先週金曜の一般質問と、さまざま企業誘致を起こしていく中でも、なかなか売り地がなくなっている部分、あとそのほか人口を減少させないように、増加を何とか維持していくという方策の中で、いかに空き地であるとか、住宅地の開発というのはなかなか難しくなっている中、大衡仙台線沿線含めて計画上どうしていこうとか中期的な課題がかなり出てきているという認識でいる中、やっぱり今回の計画、希望を出すタイミングが物すごく重要ではないのかなと考える中、具体的にどのようなプランを今回提示していくお考えであるのか、また公聴会等住民の意見を聞くような場が必要になるような要望をされていくお考えであるのか、もう少し、言える範囲で構いませんが、お示しいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回、3月まで町の考えを県にということでヒアリングを受けているところでございます。県の考え方も先ほど申し上げましたけれども、住宅団地等についてはなかなか厳しい状況にあると。あるいは、即時編入地区といったものを、即時編入ということとはもう熟度といったものがあってすぐ実行ができるような地区ということも県からは言われております。それぞれの町村にそういった、ここにはないわけでございますが、県の考え方として示されているということでございます。

町としまして、先ほど申しましたけれども、マスタープランとかでいろいろ位置づ

けをしているところがありますので、そういった部分について今いろいろ検討して、3月に提案するといったものについては今検討しているところがございますけれども、済みません、まだそこは公にできる状況までいっておりませんので、そういった考えはあるということだけはご報告させていただきます。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

では、その件で最後にもう一度お話を伺いたいと思います。

基本はマスタープランにある中でありますから、議会の議決を得ている事項ということになるかと思えますけれども、本当にこれからの10年先を本当左右する事業である中、具体的にどういう要望をされるのを、要望をまとめられた段階で議会への報告等、今、されるお考えでいるのか。それとも、もう既にマスタープランに入っている中身なので別に説明を求めないというお考えであるのか、今後の進め方をお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議会等にご報告するという事は当然だと思います。ただ、どの段階でどの時期にというものについては、今はまだそこまでは明言できないところがございます、県に提案した段階なのか、その辺につきましては時間的に、時期的なものにつきましては今明言できませんけれども、考え方というのは何らかの機会にお示しすることは十分できると思います。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、3要旨目に移らせていただこうと思います。

比較的、市街化調整区域の見直しがされていない件、町民の方々がすごく疑問に思っている部分があって、なかなかさまざまな制約があって、自分の土地であっても有効活用できないんだなんていう声がある中でありますけれども、先ほどいただいた町長の答弁で、市街化調整区域を含めた仙塩広域都市計画区域の考え方につきましては、宮城県が直近の国勢調査等のデータから線引き見直しの検討の判断を行っているところでありますという回答でありました。

もちろん、最終的には県が同意し、国が認めればという話ではあるかと思いますが、発議としては、これまでの見直しでも町が手を挙げた案件もあって、そういった意味では、町で何もできないわけではなくて、町主導で原案をつくり進めていく中、なかなかそれを県の責任だといってしまう部分だと、本当になかなか見直しが進まない部分が出てくるのではないのかなという思いがあるんです。もちろん、宮城県がでもあります、町としての提案も、今後、必要に応じてされていくというお考えでよろしいのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

調整区域につきましては、そのとおりそれぞれの町で、大和町に限らず外してほしいといった考え方を持っている町村長たくさんございます。そういった中で、全体の、仙塩広域であれば仙塩広域の中での割合といったことも絡んだ中でやりますので、最終的には県という言い方はしておりますけれども、町としては要望はもちろん出せると思っていて出すことは可能ですが、それは最終的にいろいろ詰めてやっていくのについては町だけの判断ではなくてということになります。

この間の支援住宅の件でも、鶴巣・落合地区につきまして、本来であれば外してもらえばということが一番あるわけでございますけれども、それがなかなか難しいという形でございますので、ああいった別な方法で使う範囲を広げるということで県と調整した経緯がございます。

あのときには見直しの時期ではないのでもちろんできなかったところですが、今回はそういったことを提案することはできないことはないのですけれども、そういった仙塩広域全体のエリアでございますので、最終的な判断につきましては、どうしても県というよりも全体の話し合いの中になってくる。それで、これまでの経過で見

たときに、調整区域をそれでやるということについては非常にそういった難しさがあるというのは現実でございます。

議長（馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

難しさはある、それは私も理解はさせていただくところであります。私は、県の都市計画課の計画書も確認させていただいておりますが、国が進めていく、どちらかというコンパクトシティ構想にあったような指針、目的が中に入ってきている中、本当に拡大基調から集約という方向も打ち出している中ではあるものの、現状、我が町の面積なり人口度合いを含めたところ、本当に集約だけしてきていいのかという部分とさまざま悩む部分があった中、市街化調整区域をどうしていくんだという部分は多くの町民の方が気にされている部分でもありますので、でき得れば、さまざま住民の方に行政参加いただけるという意味で、例えば、そういったものをどう考えるかみたいな、公聴会じゃありませんが、町長との座談会でもいいでしょうし、または議会と住民との間での懇談会での議論にしてもいいのかもわかりませんが、広く声を聞ける場を今持たなければ、もう本当にどンドン人口が減っていく中、何もできるのかなという危機感を感じております。

あわせて、子育て支援住宅の整備に伴って、さまざまコンサルも利用しつつ、都市計画区域外のところと市街化調整区域であっても開発できる手法も見つけた中、うまく調査した事項も使いながら、仮に全て民間でやるバージョンとして見れば、優良田園都市住宅なんていうのは民間でもある意味できるという話もあった中、そういった業者さんがいないかとか、さまざま可能性を今後も見つけつつ、実際の地主さんがどう土地を利用されていきたいのかというヒアリングをする場を設けていく必要があるのではないのかなと思いますけれども、町長、さまざま歩かれて、市街化調整区域を外してくれという要望は住民の方から聞かれるケースがあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

調整区域についてはそのとおり、皆さん、もっと自由にというお考えがあって、何とかしてくれという話はいろいろ聞かせてもらっております。現実的に、なかなかそういうのは難しいという状況の中ではあるんですが、そういったご要望があるという事は重々承知しております。

また、そういった中ですので、さっき言ったような調整区域の中でも何とかやる方法ということで、県のご指導もいただきながら、または地区の方のご協力もいただきながらという形でやっているところです。

そういった調整区域を外してくれという声は、私もいろいろなところから、いろいろな方から聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

やはり、ありますよね。私もよく伺います。

あわせて、職住近接で立地されてきた工場さんが、例えば、寮をつくるだとかという部分、もちろん吉岡に集まっていたくのもいいわけでもありますけれども、この間の調査の結果、優良田園都市住宅であれば、ある意味、民間が民間であっても市街化調整区域の中でもできるという中で、一部企業さんのところが社宅を用意される際に、工場のそばにとか、ある意味、用途を指定している土地が大分埋まってきている現状もありますから、一方で広げたくないという話もあるのかもわかりませんが、広げたくないのであれば、次の新しい開発エリアを決めなきゃならないでしょうし、そういった意味でも今回の計画見直しが非常に重要であるという認識でおりますので、ぜひ将来のまちづくりを見据えた原案を作成して、県及び仙塩地区で協議をお願いしたいと思います。

ぜひ、そういった覚悟で臨んでいただきたいと思いますが、最後にこの質問に関して、総まとめでお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回は7年に一遍という機会がめぐってきております。これまでも、前回、前々回というのはやっていないところでございますけれども、工業団地とか流通団地または住宅団地、いろいろあったということもあって、そういった経過がありました。

今回、いろいろなご質問にもありましており、ほかの団地とかといったものにつきましたも、なかなかそういうのがなくなってきたという状況もありますし、そういったことがあります。いろいろハードルとか高いところがありますけれども、そういった将来を見据えた中での計画ということで県に提案していきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、2件目の質問に移らせていただきたいと思います。

災害時の備えはということで、本町でも豪雨災害が記憶に新しいところであります。地球温暖化の影響もあってか、自然災害が頻繁に全国各地で発生しております。災害経験を踏まえ、どのような備えを行っているのか、町長のご所見をお伺いします。

1つ、災害時における支援協定締結の状況は。

2、災害備蓄の量と管理状況は。

3、災害時の食料と支援人員の確保策に休校時の給食を回せないか。OB職員の協力をもらえるよう協定を結んでは、でございます。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、災害の備えについてでございます。

初めに、災害時における支援協定締結の状況でございますが、宮城県知事、宮城県市長会長、宮城県町村会長で締結しております災害時における宮城県市町村総合応援協定を初めとしまして、31の協定を締結しております。

内訳といたしましては、防災、消防団、郵便局、情報交換などの相互応援が6件、介護食や離乳食を含めた食料品、一般用医薬品、衛生用品、LPガスを含めた燃料な



どの物資供給が12件、施設提供が1件、要配慮者の受け入れ等の協力が9件、応急措置など災害復旧が2件、重機や仮設トイレなどの機材レンタルが1件となっております。

協定相手方とは、相互の担当者を確認するため定期的メール配信を行っております。また、昨年7月には、物資の提供及び職員派遣訓練としまして、職員3名が公用車を運転しまして運行経路や運行時間の確認を行いながら、相互応援協定を締結しております静岡県湖西市と、過去に全国12市町村で設立しましたまほろば連邦に加入し東日本大震災時に食料物資等の支援をいただきました神奈川県大和市を訪問しました。神奈川県大和市とは、現在相互応援協定の締結はいたしておりませんが、今回の訪問を契機に、29年度内に相互応援協定を締結する予定となっております。

次に、災害備蓄の量と管理状況についてであります。大和中学校を初め、町内7カ所の防災備蓄倉庫と役場庁舎車庫等には、平成29年1月末現在の合計で、非常食が6,700食、うちアレルギー食が200食、ペットボトル飲料水が1,800リットル、豚汁類といったものの種類が720食を備蓄しております。平成23年3月11日に発生しました東日本大震災におきまして、5日間で各避難所において非常食、炊き出し、おにぎりなど約3,300食を避難者の方に配食しております。

非常食や飲料水には、3年から5年の賞味期限がありまして、備蓄倉庫ごとに同じ賞味期限の物が集中しないよう調整して定期的に更新を行い、賞味期限切れが近い非常食につきましては、地域防災訓練に使用するほか、各地区の自主防災訓練時の際に提供いたしております。また、賞味期限切れのペットボトル飲料水は、災害時の手洗いや水道断水時のトイレの流し水などに使用するため保管しております。備蓄倉庫には、そのほか小型発電機、投光器などの応急資機材や真空パックの毛布、タオルなどの配備しておりますが、今後も適正な管理に努めてまいります。

また、4月から開設する南部コミュニティセンター敷地内には、今年度、防災備蓄倉庫1棟を設置し、非常食や応急資機材などを配備することとしており、多目的駐車場内には容量40立方メートルの飲料水用の耐震性貯水槽を1基設置し、災害時におけます応急対策の強化が図られるものと考えております。

次に、災害時の食料と支援人員確保の策に休校時の給食を回せないかという質問についてお答えいたします。

確かに、ここ数年、災害等により臨時休校することが年間で一、二回程度発生しております。台風のように前日のように予想できて休校した場合や一昨年のように当日急遽実施した場合等、臨時休校の方法もさまざまでございます。

災害時に学校給食を非常食として提供するに当たりましては、災害の内容規模によっても異なるものであります。停電等が発生した場合、給食センターの設備等は使用できませんので調理自体不可能になります。また、調理にも民間の方々なので、災害発生時、危険な状況のもと出勤してこられるという問題もございます。また、学校給食施設の衛生管理は大変厳しいため、長期的な休校で児童・生徒への給食提供が完全停止の状況では、給食センターを非常食の調理配給に使えるとしても、1日だけの休校で不特定多数の方々への調理配送は、次の日からの学校給食への影響が生じることが考えられます。

災害時の学校給食センターの運用に当たっては、児童・生徒への安心・安全な給食の提供を考えると、慎重に対応しなければならないと考えております。休校になった際、給食用物資はキャンセルできる物とできない物があり、処分している物があることは事実です。その食材は、避難所等で利用していただくことは可能であるとは思いますが、その量や利用方法について避難所に対応できるものなのか、この辺を検討しなければならないと思います。

支援人員確保の策にOB職員の協力をもらえる協定についてであります。OB職員は災害時のさまざまな活動を経験しておりますことから、協定は有効な手段であると考えますので、OB職員の意見を伺いながら、今後、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

まず、1件目の支援協定の状況はということでお伺いしました。先ほどのご答弁では、トータル31の協定を既に締結済みであるということで、相互協定に始まり物資及び施設の提供、その他レンタル関係等もさまざま多岐にわたっているというお話でありました。さらに、今回の訪問を契機に神奈川県の大和市とも結ばれていくということで、自治体に限らず、今後も必要な業種とは必要に応じて提携を進められていくというお考えでよろしいのか、まずお聞きしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、そういった必要なものにつきましては、随時と申しますか、相手もあることではございますけれども、お互いに提携しておきたい、そしてお互いがよくなればいいことですので、やっていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、2要旨目の災害備蓄の量と管理の状況について質問させていただきたいと思っております。

防災備蓄倉庫等、役場庁舎車庫計7カ所というところでお伺いしたいのですが、トータルで非常食が6,700食、飲料水で1,800リットル、豚汁ほかで720食という数字がありますけれども、まず備蓄しているこの数量というのは、何に基づいて、人口の何%とか、どういう置き方をされたのかという部分をお伺いしたいのと、あわせて、7カ所とありますが、実際に鶴巢の防災センターになかなか洪水時には行けなかったなんて話もある中、ある程度、さまざまなものが各7カ所にきれいに保管されている状況なのか、物単位で7カ所にどんと置かれているような状態で、結果、避難所開設した場合に移動が必要となるような状態であるのか、そういった意味でのどういった管理をされているのか、お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、保管数量についてですが、特別こういった何人であればどうのこうのというものではなくて、言われているのは、1人1日水3リットルとかという話があるようでございますが、町の考え方といたしましては、先ほど申し上げましたが、3.11の際に5日間で3,300食という配食の実績がございます。5日間でそれぐらいございましたので、その倍のまず6,700食ぐらいという考え方でやっております。何人の1人

何ぼとかということではなくて、実績に基づいて、あのときそういった状況でしたので、そのぐらいの保管がよろしいのではないかという判断でございます。

それから、7カ所には、ここに何が全部あります、こっちに何が全部ありますということではなくてそれぞれに、全部ではない部分はあるんですけども、均等に、どこに行ってもそれらが全部そろそろような状況の配置になっております。

議 長 （馬場久雄君）  
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

もちろん管理はされていて数も出てくるわけでありますから、台帳等をお持ちで、消費期限なりも含めて管理をされている状況であろうなと思いますけれども、その点だけでもう一度確認させていただきたいなと思いましたのと、あと、今後の備蓄量をどう考えていくのかというときに、どういった会社さんなりどういったところと提携を結んでいくのかという部分で、上下させられる部分があるのではないのかなと思います。

そういう意味で、隣の富谷市さんでは、コストコさんと協定を結んで以来、非常食として食料を準備できる量をコストコさんから一気に提供されるというような協定を結ばれ、備蓄を今やめる方向でいるというお話も伺っております。

そういった意味で、今後どういった提携をされていくのかによって量は検討していくべき事項であると思いますが、同じようなお考えであるのかお聞きしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、管理につきましては、おっしゃるとおり日付とかは管理しておりまして、先ほど申しましたとおり、1カ所で全部が一遍に切れることのないように、少しずつした形でやっております。それで、期限が切れそうな物につきましては、防災訓練なり、そういったときに使うという形でやっております。

それから、今後、提携していく中で、提携相手によっては食料品とかがあれば備蓄

を減らしてもいいのではないかというお考えだと思っておりますが、そういった考え方もあるんだと思います。ただ、協定している相手方につきましても、そういった災害を想定して備蓄しているわけではないわけでございますので、ですから一定量につきましても、町として持つておく必要があるんだろうと思います。

ですから、コストコさんのような大きなところだと、もしかしてそういうことが可能なのかもわかりませんが、大和町でいろいろ食料品とかも協定はしておりますけれども、必ず何が何個あることという協定ではなくて、つくってある物とかの協力をいただくということになっておりますので、全てをやめるというのについては、大和町の場合はなかなか難しいのかなという思いがございます。一定量を確保した中での協力体制ということになるのではないかと考えています。

議長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

幸い、北部工業団地には、イオンさんグループの食品の倉庫があったり、東北に流通させるさまざまな食材があったりする中でもありますので、提携される先をいろいろ考えていながら、ある一定量をどこに定めるか、その一定量はさまざまな契約の状況に合わせて、一定量の量個は固定ではなくて変えればいんだと思いますので、さまざま今後の締結先をどうするかを含めてご検討をお願いしたいと思います。

あと、真空パックの毛布とかタオルとかといった物もどのぐらい備蓄すればいいのかという部分が非常に難しいところであって、結果的には、避難所をつくって集まっていたいただいたものの、幸い何も被害がなくてご自宅にそのまま帰れるといった方々には、例えば、お渡しした毛布を預かって、行政として新しい物を買っていただけじゃなくて、かなりネット等で見ますと3,000円から10年保証だと6,000円ぐらいの毛布等もあるように見えております。そういった意味で、有効利用をという意味で、一部、避難所に来る方には今後、毛布等を持参していただくような呼びかけをしつつ、または、どうしてもない方には、お使いいただいた物に関しては予算の中でクリーニングをしてリサイクルすることも今後必要なのではないのかなと。かなり頻繁になってきている部分がありますので、そういったリサイクル、リユースも今後は検討していくべき事項ではないのかなと考えるところでありますけれども、どのように思われますでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

避難時に持ってきてもらうとといいますか、余裕があればですけども、そうやって持ってきてもらうということがまず大事だと思いますので、そういった呼びかけといったこともしていかなきゃならないんだろうなど。余裕があればということになるでしょうけれども。

あと、リサイクルということにつきましては、確かに、使い捨てというわけではないのですが、今はそうなっているところでございます。リユース、リサイクルといったものの費用対効果ということも今後は考えていく必要はあるのではないかと。その辺について、高い3,000円というお話でしたが、そういった物の単価によると思いますけれども、方法の1つとしてそういったリユースも考えることは大事だと思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

リユースは、安い物でも毛布等で見ると3,000円ぐらいで、中には6,000円とか、10年間密封していてもそのままの状態を保ちますという密封条件によるようなのでありますけれども、やっぱりかなり高い買い物であるのも事実なようでありますので、うまいリユースを考えていただきたいなというところで、3件目の要旨に移りたいと思います。

学校給食を休校にした場合にうまく使えないかという話でありました。一部誤解があってはというところもあって、まず補足させていただきたいのは、私も確かに調理自体はやっぱり必ずしもできる状態ではないケースのほうが多いであろうと思います。非常時で、避難所開設される場合というのは、特に平日の場合でありますけれども、突然の話のほうが多くて、学校給食費としてももちろん賄い材料で学校給食費でももちろん今年度も当初予算に入れていますし、あと、もみじヶ丘の保育所に関しても賄い費で材料を入れられているわけで、気になる部分が、センターで調理するというよりは、丸買いしている主食のご飯とパンに関して何ですが、私が聞いたところによると、

ご飯に関してはふやかさなきゃいけない関係もあって、前日であればキャンセルはきくと、当日のキャンセルは受け付けられない、パンであれば2日前という話を伺っております。キャンセルできないイコールお金としては払わなきゃいけない、なおかつ処分料も出さなきゃならないという現状になる中、食器をどう使っていくのか、さまざま難しい局面もある中とは思いますが、可能性としてはありで、うまく有効活用できる策を検討しておく必要があるのではないかという意味で入れさせていただきました。

そういった意味で、主食のパン、ご飯、または場所によってはキャンセルできなかった野菜なり食材、日持ちしない物、使える物なりは検討の必要がありではないかなと思いますが、もう一度、ご見解をお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員お話のことは、例えば、今、ご飯を炊いてありますと。そのときに地震が来ました。それで、給食ができなくなりましたと。その米をどうするかと、そのパンをどうするかというお考えかと。そういうものであれば、それは利用はできると思います。どこに配食を持っていくかとかという問題はまた別な形であると思いますが、もう既に、そこに物があって、子供たちが食べない、今からつくるということではなくてあるという前提であれば、それはそういった避難所に持っていくといった利活用も考えられないことはないんだろうと。何日か休みですので、その間を使って避難食をつくるかという話になってくるとまた違うという話はさっき申し上げたとおりでございますが、そういうことであれば、パンとかは特にそういう流用は方法としてはあると思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

なかなかない異例な対応になるかと思いますが、可能性としてどういう運用の仕方がいいのかは今後の検討を望むところでありますのと、あわせて、通常のどうして

も業務をとめられない中、非常時に窓口運営等をされるに当たって、現職の職員の方に係る負担がすごく多くなるであろうと想像される中、元気なOBの職員の方にお力をかりるといところも、今後、検討を重ねてまいりたいというお話でありましたので、ぜひOBの方ともうまくおつき合いできるような協定を望むところであります。

それでは、3件目に移らせていただきます。

宮城FreeWi-Fi導入促進を図ってはということであります。

県では、観光客の利便性を高め誘客促進を図るため、日本人、外国人を問わず、どなたでも無料で利用できる公衆無線LANサービスをスタートしました。スマートフォンなどのWi-Fiが利用可能な端末で、メールアドレスやSNSアカウントなどを登録すれば、誰でも無料でインターネットに接続することができるようになります。本町でも導入してはと考えますが、町長のご所見をお伺いします。

FreeWi-Fiの設置は、交流人口増につながると考えるが、公共施設への導入は検討しているか。

県の支援制度を町内に周知し、導入促進しては。また、独自の支援策を検討しては、という内容であります。

長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

FreeWi-Fi設置についてでございました。

初めに、宮城FreeWi-Fiは、県内を訪れる観光客の利便性を高め、誘客促進を図るため、日本人、外国人を問わず、誰でも無料で利用できる公衆無線LANサービスで、スマートフォンなどのWi-Fiが利用可能な端末で必要事項を登録すれば誰でも無料でインターネットに接続することができるものであり、本年2月6日から県有施設など38カ所、166アクセスポイントでサービスを開始したものでございます。

県では、市町村、民間施設などの協力を得ながら順次設置箇所を増設していく予定であり、平成30年度までに2,000カ所の導入を目指すとしております。また、大災害時には、事前の利用登録なしで開放するなどのサービスも行うものでございます。

1 要旨目の交流人口増についてでございますが、今やスマートフォンやタブレット端末は、観光地を訪れる人にとっては必須の物といわれておりまして、日本を訪れる



外国人にとってガイドブック以上の情報源となっているものでございます。町内の主な観光施設であります南川ダムや宮床歴史の村、吉岡宿本陣案内所などにFree Wi-Fiの環境を整備することは、即効性は難しいものの、長い目で見れば宮城県の推進するインバウンド、訪日外国人旅行者誘致にもつながり、交流人口増につながるものであると考えております。

次に、公共施設への導入の検討でございますが、県内市町村のFree Wi-Fi状況につきましては、仙台市、白石市、登米市及び丸森町では、広く公共施設に導入しておりますが、他の市町村につきましては、導入していても庁舎の一部などに限定しているところが多いでございます。いずれにしても、東日本、宮城県はFree Wi-Fiの設置が少ない状況であり、それを推進していくことは今後必要なことであると認識しております。

なお、宮城Free Wi-Fi設置に当たっては、無線LAN機器やインターネット回線など機器の購入、設置や通信費用等は各施設で負担するものとなっております。回線や建物の状況によって必要となる工事や費用が異なりますので、町内施設のインターネット通信環境や利用状況を精査した上で、設置の可否を検討すべきものと考えております。

次に、県の支援制度と町独自の支援制度についてのご提案でございますが、先ほども申し上げましたが、機器の購入、設置や通信費用等は各施設で負担するものとなっております。宮城県では、観光集客施設無線LAN設置支援事業補助金制度を実施しております。これは県内の民間の方で、個人、法人を問わず、宿泊施設、観光集客施設に無料無線公衆LANを新設する事業者に対し補助を行うもので、補助率は2分の1で、補助限度額が100万円となっております。設置を希望する方には大きな支援となる事業でありますので、県とともにその周知に努めてまいります。また、町独自の支援制度につきましては、検討段階に至っておりませんので、当面は県の補助事業の利用を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

まず、Free Wi-Fiが交流人口増につながるかというところに関しては、つ

ながるというお考えでありましたので、次の2要旨目に入らせていただきたいと思います。

公共施設への導入を検討されているかというところに関してでありますけれども、今後ということではありますが、先日、町長が台湾に行かれたかと思えます。ちなみに、台北市では、人口265万人いらして、5,000スポットのWi-Fiのステーションがあるようであります。実際にご自分が海外に行かれて、Wi-Fiをご利用されたかどうかは定かではありませんが、使える環境でありますと、写真の送信はもちろん、音声通話、LINEであるとか、あとWi-Fiを使って一緒に同行された方々とも、また日本国内ともご連絡をとれるような環境が手に入ります。

これまでの物を買う際の趣向というのは、どちらかという売り手がいかにコマースを打ってプロモーションをするかという状態から、今は、実際に使ったユーザーの方が、例えば、ここの物はいいいね、このホテルはいいいねとか、買った方々の意見が次のお客さん呼び込んでいくという中です。

そういった意味でもWi-Fiの重要性は非常に強く、どうせやるのであれば、県内で共通でできる宮城のFree Wi-Fiを私は推奨したほうが、県内どこに行かれてもオーケーであり、なおかつ、いいのは実際に登録されている方々のアカウントから、どういった方がどういうところを見られているとか、どういう移動をされているとか、さまざまなビッグデータの利用にもつながっていく話でもあり、導入促進は重要であると思えますけれども、そういう意味で、もう一度、県の制度のPRをしながら町の制度も検討をいただきたいという思いではありますが、繰り返しになるかもしれませんが、最後にご答弁をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

Wi-Fiにつきましては、そのとおり、これから多くの方々が利用され、特に若い人とか外国の観光客の方といった方々が利用されると思っております。また、公共施設の場合は、防災関係、何か災害があったときとかといったときのこともなると思えます。将来的にといいますか、今も大分広がっているところがございますけれども、将来的にもこういったもの、こればかりではないでしょうけれども、こういったものが多く求められてくる重要な手段にはなってくるという認識は十分しております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

重要性をご認識いただいて、今後のインバウンドのお客さんを大和町にもというところを目指して、前向きな事業を望み、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。  
休憩の時間は10分間とします。

午後3時11分 休 憩

午後3時21分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
今定例会最後の一般質問となります。  
11番藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

じゃあ、最後でございますので、あともう少しだけのおつき合いお願いいたします。  
要旨に従って質問いたします。

1つ目、就学援助の改善でございます。

17年度の政府の予算案で、要保護世帯の就学援助費のうち、新入学児童生徒の入学準備費用の国の補助単価が2倍に引き上げられた。埼玉県の高見市など、準要保護世帯にもこの単価引き上げを適用すると表明している。

就学援助の入学準備金の支給時期について、朝日は全国で約80市区町村が入学前に

変更と報道しております。2月4日付でございます。

1つ目として、準要保護世帯を含めた単価の引き上げを。

2つ目として、就学援助新入学用品費の入学前支給をということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、就学援助の改善についてでございます。

経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対しては市町村は必要な援助を与えなければならないとの学校教育法第19条の規定によりまして、市町村は就学援助制度を設けており、大和町教育委員会におきましても大和町児童・生徒就学援助要綱を定めて援助を行っております。

認定要件としまして、生活保護法に規定する要保護者のほか、前年度または当該年度において生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった者、当該年度において町民税非課税世帯である者など、要保護に準ずる程度に困窮していると認められるなどの資格を定めており、援助の対象となる品目は、学用品費、通学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費等となっております。

議員ご質問の準要保護世帯への支給額につきましては、国の要保護児童・生徒援助費単価と同程度としておりまして、大和町児童・生徒就学援助要綱に基づき実施しております。当町におきましても、国の補助単価に合わせて引き上げを適用してまいります。

次に、新入学用品の入学前支給につきまして、3月に転入・転出される世帯もあり、入学前に町内小中学校の在籍が不確定な状況となります。また、認定基準である前年所得の課税証明等の確定が6月以降となるため、入学前に支給することは困難であると考えております。

今後も、経済的理由によって就学困難と認められる世帯の子供たちが安心して就学することができるよう制度の調査研究を進め、運用してまいりたいと思います。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

まず、1 要旨目でございますが、先ほど、新入学児童・生徒学用品費、2 倍という言い方をしましたけれども、具体的には、小学校において16年度は2万470円が今年度は17年度には4万600円に、それから中学校の新入学のときに2万3,550円が4万7,400円に引き上げられる、まだあれですけれども、ということになっております。

それで、対象となるものは、学用品、通学用品、ランドセル、かばん、上履きなどという形になっております。まず、その中で1 件目につきましては、当町におきましても国の補助単価に合わせて引き上げを適用してまいりますということで、実は、これは一般財源になったもので、表になかなか出てきづらいということで、あえて質問させていただきましたが、引き上げを適用してまいりますということで確認させていただきました。

次に、学用品費の支給の時期についての改善をという2 番目の質問になるんですけれども、答弁にもございますように、今現在ですと認定基準である前年所得の課税照明の確定が6 月以降となるために、現実には7 月ぐらいにランドセル代とかといったものが支給になるということになるのであらうと思います。

実は、昨年もこの議会におきまして、私、この問題を取り上げまして、そのときには栃木県日光市、就学援助の貸付制度ということで日光市が行っております。それで、貸付金を1 回貸し出して、その後、就学援助の中から返していただくという制度を運用して、答弁の先ほど申しましたランドセルとかといったものの購入費用を援助しようという制度のようございましたという中で、今回は、それとはまた違ったことをやっている自治体があるということで、朝日新聞の2 月4 日号の中に、かなり大きく上がっていたので取り上げたところでございます。

新聞の中身を読ませていただきますと、文部科学省の2014年の調査によると、学校教育のために家庭が支出する金額は、小中学校ともに1 年生が最も多い。中1 では、制服だけで平均4 万6,000円、体操服や上履き、かばんなどを含めると入学前に10万円以上かかる場合がある。支給時期は入学後の六、七月が主流だ。多くの自治体は、支給対象世帯かどうかを入学前年の世帯所得で判断するが、所得に基づく税額が確定するのは5 月ごろになるためだという、これは現状で、その次に、室蘭市は、前々年の世帯所得をもとに対象世帯を決めることにし、時期を前倒しにしたということで、ここでは朝日新聞によれば室蘭市の例が出してあって、同じようなやり方、室蘭方式

という言い方でいいのかわからないんですけども、東京新宿区とか八王子市だとかという60市区町村に今現在なっていますというのが、朝日新聞の記事でございました。

という中で、まず、多分、これは町長も認識的には一緒だと思うんですけども、やはり6月、7月に入学準備のお金が入るといのは、いかにも遅いというところでは認識的には一緒だと思うんですが、どうでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

早くもらえたほうがいいとは思いますが、ただ、制度的といえますか、確認の仕方とかいろいろ課題がありますので、現状そうなっているということです。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

という中で、要するに、答弁書の中にも、例えば、3月ごろに転校される方もいらっしゃるので大変なんだという理由はあるんですけども、やはりそういう中で、先ほど朝日新聞の記事にもありましたけれども、室蘭市は、普通ならば前年の世帯所得なわけでしょうけれども、前々年で算定するというやり方によって、なるべく早目な支給にしたいという思いからだと思うわけでございます。

朝日新聞の2月4日号というのは、私も質問の趣意書にいたしておりますので、これについては町の皆さんも読んでいただけたと、新聞の記事についてはご承知していただいているとは思いますが、そういう中で、今すぐにこれにならえという答えはなかなか、今のこの時期にというのはあれなんですけれども、やはりこれは検討に値するやり方ではないだろうかということでの答弁をお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

確かに、前々年度であれば確定されているわけですので、そういった考え方も1つだと思います。準要保護、要保護同じだと思うんですけども、そういった場合に、補助の問題とかも出てくるようでございますし、それから、考え方はいろいろあると思いますけれども、前々年度の所得と前年度の所得で、前年度で変わってしまった方がもらえたりもらえなかったりということもケースとしては出てくるんだと思います。その辺の検討する課題というお話、いろいろ我々もそれはできないのかというのは考えてみたのですが、新たにそういった課題というのものもあるんだなということで、いろいろまた課題があるんだなという認識はしております。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

もちろん、そういう中で、私もそういったことはあるんだろうなと、逆にいえば、そういう中でも60の自治体がこの制度を取り入れているとは、それなりの、私もこうやっているよという回答は申しわけないんですけども、持ち合わせてはおりません。ただ、そういう意味では、そこの何らかの課題を解決しながらやっているのであろうと思っております。先ほど、予算の上でも倍になったというの、やはり今までの入学準備金の額が少なかったという中で、それで予算的にも国の基準も倍になったんだろうと思っております。

ということで、今度の入学式からというのはもちろんあれなんですけれども、やはり、それこそ研究に値するんじゃないのかなというところだけは、そこまでの回答はなくても、そこら辺のご見解をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

再度答弁が必要ですね。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういったことで、早くという気も、それはよくわかるんですが、課題があるということ。もう、それはさっき言ったのは逆のケースもある。一昨年はだめだったけれども、今年度はいいという人もあったりということで、それでもらう方々のそう

いう気持ちとかということもあるんだと思いますので、ほかの80市町村でやっているということですので、そういったことなんかも、どういう方法なのか、どういう課題があったのかといったことについてはいろいろ研究してみるといったことも必要だと思います。

議長 長 （馬場久雄君）  
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

60でございますけれども、60の自治体が実際に取り組み始めたということで、やはり暮らしの上では大変な重いもので、10万円になるかどうかはあれなんですけれども、ぜひ検討いただければということで1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目でございます。

給食費の改善について。

学校給食費の保護者の負担を無償または保護者負担への助成を行う自治体が広がっております。全額免除や第2子以降の補助など、さまざまな形で取り組まれています。学校給食を無償にしている自治体は、全国55市町村になっております。

給食費の軽減、無償化に取り組むべきではということです。

議長 長 （馬場久雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

給食費の軽減無償化への取り組みについてでございます。

大和町の学校給食につきましては、保護者負担額を1食当たり、小学校235円、中学校290円で提供しておりますが、保護者負担額は平成11年度より変更することなく18年間実施してきております。この18年の間には、消費税の増税もあり物価上昇ももちろんありましたが、保護者負担額を変えずに児童・生徒の栄養基準に沿った献立の提供を行ってまいりました。この間、さらに消費者増税分の物価上昇、さらには週4回の米飯給食のうちの1回分を町で負担することで、これまでの町の負担を増額し、保護者の負担をできるだけ抑えた形で学校給食を実施してきております。

大和町といたしましては、給食費のほかにも18歳までの医療費あるいは高校生の通



学バス対策と、多くの施策として保護者負担を軽減している状況でございますので、そういった中でのご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

11番藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

給食費につきましては、今のご答弁のように本当に、全然町で補助していないとか何とかということじゃなくて、頑張っているというのは私も本当に認めるところでございます。

そういう中で、今、現に、これは私どもの新聞の記事なので皆さんは余りお読みになっていないんだろうなと思うんですけども、北海道、沖縄、山梨、兵庫、千葉の割と進んでいるところの自治体でございますが、その中では47%、163の市町村で補助を行っている、全額の補助が23%、それから2人以上の兄弟の場合の全額補助というところは26%があるというような取り組みをなされているようでございます。

やはり、学校給食そのものが学校を通じて提供できる社会保障という面もあるだろうなと思っております。なかなか自治体の中で大きいところを占めるものですので大変なところではございますけれども、やはりそういったところでの見直しを町長、もう一度ご答弁をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学校給食の無償化ということでやっておられるところもあると私も認識しております。それぞれの自治体で子供さんたちが勉強しやすい環境、通学しやすい環境、いろいろな形の施策をやっているんだと思っております。

大和町では、先ほども言いました学校給食につきましては、今までそういう形でやっておりますし、また、そのほかの施策としまして、そういったお手伝いといった形をやっております。やっぱり、それぞれの市町村でお考えになって進めているということだと思いますが、大和町といたしましては、学校給食については今までそういっ

た形でやってきておりますので、補助全額ではないにせよ、上げないでやってきておりますし、そのほかのさっきも言いました医療費とかバス通とかといった形での応援もしているということでございます。それぞれの自治体のお考えの中で進めていると思っております、大和町はこういった考え方で皆さんのお手伝いをしてまいりたいと考えております。

議 長 （馬場久雄君）

11番藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

学校給食、先ほども申しましたように、町としてはさまざまな補助といった中ではあるんですけれども、やはり北九州なんかでは給食を楽しみに出てくる生徒もいる、こんなのはあれですけれども、そういう記事も載っていたりはするんですけれども、引き続き子供たちのために充実した給食というものをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合及び予算特別委員会の予算審査のため、3月7日から3月12日までの6日間は本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、3月7日から3月12日までの6日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

再開は、3月13日の予算特別委員会終了後といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時44分 散 会